

学問・教育・平和運動

——田畠忍先生に聞く(三)——

司会 西田 毅

出席者 脇 圭平、梅津 実

岩野英夫、富沢 克

日時・場所 一九七八(昭和五三)年一月三〇日

午後一時三〇分 光塩館第一共同研究室

西田 第二次大戦後における多面的な田畠先生の行動の軌跡は、大雑把に見て大学における教育と学問、それから護憲と平和運動への参加、という二つの問題に絞って整理できるように私は思います。

そこで、多少前回のお話とダブるかもしれませんけれども、あえて、同じ問題を、もう一度違った角度からお尋ねしたいと思います。それは、先生が昭和二十年代に二回学長を経験しているいらっしゃいますが、その当時の同志社の精神的雰囲気について、何か思い出を語っていただけないかということでございます。

昭和二十年代の同志社を語ると申しましても、これは大変大雑把な質問でありますから、私自身の関心に結びつけて質問の要点をもう少しクリアにいたしますと、当時、終戦直後の同志社大学は、立命館などと並んで相当ラディカルな大学というイメージが強かったと聞いております。たとえば、先生の二期目の学長時代の昭和二十七年当時、破壊活動防止法案が国会で議論されたことがあります。その時点でいわゆる破防法反対闘争が全国規模で展開されました。先生は学長であられたわけですが、その先頭に立って、教授と学生をいわば引っ張っていく形で破防法反対闘争に参加されたのであります。

ちょうどそのころ円山公園で、同志社の法学部教授会主催の「市民に対する講演とアピールの会」というのが開かれて、田畠先生と岡本(清一)先生がそこへお出になり、多数の学生や市民を前にして破防法反対の演説をなさったということを聞い

ております。いまの大変静かな同志社の法学部研究室の政治忌避の姿勢と比較しますと、まさに隔世の感がある（笑）と思うのですが、一つはそういった破防法反対闘争などに見られた平和と護憲の問題に一体となって取り組んだ教授と学生の群像や情況、そういう問題を当事者の先生から直かにお聞きしたいと思うのであります。

この昭和二十年代ということになりますと、ご承知のように一九五〇（昭和二十五）年の朝鮮戦争勃発の前後とパラレルに進行するかと思いますが、いわゆる逆コースの現象が目立つてくるところでありますて、たとえば政府が公務員のレッド・ペイジを決定したのが一九五〇年の九月であります。マッカーサーが、共産党は侵略の手先であるという意見を表明したのが一九五〇年の五月です。続いて「赤旗」の三十日間発行停止の指令を出したのも一九五〇年六月であります。警察予備隊令が公布されたのは一九五〇年八月でありますて、同年十月にはアメリカ合衆国が対日講和条約に関する覚書を発表しております。明けて一九五一年一月には、マッカーサーが対日講和と日本再武装を強調します。こういう現象が次々に発生してきたわけです。さて、そのころの先生の御様子を見てまいりたいと存じます。

ご承知のように一九四八（昭和二十三）年の暮れに、ユネスコの八人の社会科学者が出した「戦争と平和に関するアピール」

にこたえる形でもって、——これは岩波の『世界』が中心になつておこなわれたわけですが——「平和問題討議会」が結成されますが、それに、東京と京都の進歩的学者・文化人が参加するようになります。田畠先生もその一員に加わられたのであります。

この「平和問題討議会」がやがて「平和問題談話会」と名称を変えまして、講和問題について何回か、緻密な理論的展開をもつた格調の高い声明を発表していることは、すでにご承知のとおりであります。つまり、全面講和を採用すべきこと、中立不可侵の堅持、日本の軍事基地化に反対すること、大略、この三つの原則が「平和問題討議会」の講和問題に関する声明の内容であったかと思いますが、先生も積極的なメンバーとして、主に、昭和二十六、七年にかけてこの「平和問題談話会」で活躍なさっていらっしゃるわけであります。

ただ、「平和問題談話会」は六〇年安保のあと自然に解散する形になつたと聞いております。六〇年安保改定の問題が起きましたときに、東京平和問題談話会と京都平和問題談話会の両方が、安保改定反対の声明を出しております。

私、先日、あらためて、東京と京都の「声明」の内容を読み比べてみたのですが、基本的には同じ内容なんですけれども、問題の立て方や論理の展開の仕方において東京と京都の違いを

感じました。

この「平和問題談話会」は、まさに戦後第一期、つまりポーラム宣言の受諾から、日本の独立、講和条約締結のころまでにおける思想運動としての平和運動が、最も高潮した時期の産物であるうかと思われるのです。その後、平和運動は革新政党や労働組合によってイニシアティブがとられるようになり、次第に大衆運動の形をとっていくわけですが、そうなる前のインテリゲンチアに率いられた思想運動としての平和運動の盛んな時期に、田畠先生も参加しておられるんです。

そこで、この機会に、この「平和問題談話会」の思い出などをお聞かせいただければと思います。つぎに、昭和二十年代の同志社ということで私がもう一つ関心がありますのは、学生の動きなんですね。当時学生自治会が各大学で次々に結成されますね。一九四八（昭和二十三）年一月に全日本学生自治会総連合（全学連）が結成大会を持つております。この同志社において学生自治会が結成されたのもそのころです。第五回全学連大会というものが昭和二十七年に同志社で持たれたのですが、このときに先生が、全学連の学生と正面衝突するはめになりました。つまり大会の会場を同志社で貸せ貸さないの問答となつて発生したのであります。

当時の学生自治会に結集した学生たちは、学園民主化の意欲

に燃えていたようでありまして、それとかれらが中心勢力になって平和と民主主義の運動を展開するんだという姿勢に裏打ちされて行動していたのです。このような学生運動の動きについて先生の御感想をお聞かせ願えればと思うのであります。これが第一の問題、すなわち、昭和二十年代の同志社について私がお聞きしたいところでございます。

さて、もう一つの問題はいろいろな機会に発表しておられる大学論、とくに、学問の自由と大学の自治に関するお考えであります。

前回のこの座談会をみてもわかるように先生は大学における学生自治と教授会自治の問題を重視なさっているのでありますて、大学の自治というのは教授会自治が中心であらねばならないことはもちろんあるが、しかし、学生自治と教授会自治はちょうど、車の両輪のようなもので、この両者のどちらか一方が機能を喪失すれば大学の自治は十分に実現されないとことを強調していらっしゃいます。こういった大学自治論、特に学生自治の比重の大きさは先生の大学論の一つの特徴だろうと思われます。そうして、この学生自治の論理は、具体的には、学長選挙への参加の権利——現に同志社では学長選挙に不十分ではあるが学生が参加できる——や教授会に対しても学生が、カリキュラムとか講義内容の改善に関して積極的に意見を表明す

ることができる権利を与えるべきである、といった先生の大学改革案にみられます。そこで学生自治を中心とした先生の大学自治のお考えについてお聞きしたいということでございます。

この大学論との関連でとりあげたいもう一つの問題はその私立大学論であります。特に繰り返し強調なさつておられる私学公営論あるいは国営論という問題です。

このあいだ、読み直して改めて知ったのですが、昭和十七年にお書きになつた『学問と大学』という本の中で、すでに私学国営論を展開しておられるのです。つまり「現代の大学および大学論」という昭和十五年に書かれた論文がその『学問と大學』という本の中に収められておりまして、そこで先生が、福沢諭吉の私学公営論、つまり皇室費による私学經營論を紹介し福沢の見解に依りながら、私学の完全な国庫負担を強調しておられます。

それとマッキーバーの『コミュニティ』ですが、先生が大正期の学生時代にお読みになつて、大変感銘を受けたとおっしゃる本ですが、その中の、「共同社会の手段的存在としての統合的団体たる国家の一般的職能」というマッキーバーの「職能」理論に示唆を受けられて、やはり国家というものは私立大学の公の性格に着目して、私立大学に対して完全国庫負担をしなければいけないと主張しておられるのであります。

それから戦後ヨーロッパへいらっしゃいましたが、そのときに見聞された英國のユニバーシティ・グランツ・コミッティの制度からうけられた影響の問題があります。英國の優秀な大学はほとんどすべて私立大学であつて、約七割の国庫による経営上のサポートを受けているということ、そうして、"サポート・バット・ナー・コントロール"の原則が貫かれているということですが、そのユニバーシティ・グランツ・コミッティに対する先生の感銘は、昭和三十年十月の朝日新聞の記事になつて現われております。

さらに佐々木惣一先生の憲法二六条と八九条の解釈から、國家は私立大学に対して完全国庫助成をすべきであるという憲法上の根拠に関する学説を教えられたということ、以上四つのポイントに基いて私学国営論、公営論を展開されているのであります。

こういった考え方にお立ちになつて、日本学術会議のメンバーレとして、第四十九委員会でしたか、私学国庫助成委員会で先生は大いに活躍されまして、政府に対し「私立大学の研究設備および研究者に対する国家の助成の必要について」という文章を執筆して提出され、国家予算にそのわくづけが実現されるよう努力なさつたわけであります。

昭和二十六年の学術会議で私学国庫助成が提案され、その綱

会で決議されたということですが、こういった先生の私学国営論の一般的理念と、私立大学に対する国庫助成、特に完全国庫助成の働きかけは、今日では大方の支持を得るものと思われる所以あります。しかし一方、国家がもし、一〇〇%私立大学に対して助成をおこなった場合、はたして、私学の精神、私学の校風というものは一体どうなるのであろうか、という危惧や反論も現にあるわけです。もちろんそういう考え方に対して先生は積極的に反発なさっているんですが、今日は、せっかくの機会でありますから、これを私立大学の存在意義、ないしあり方の問題を考える素材にして論じあってみてはどうかと私は思うのであります。そういう意味で私学公営論に関する先生のご意見をさらに敷衍していただければと思うのであります。

第三番目は実は、この前の座談会（『戦後民主主義』）と同志社大学の復興（同志社法学三一巻四号参照）でも少しふれられていた問題ですが、いわゆる「先生と日本国憲法」というような問題であります。憲法第九条の平和主義の原則が先生の平和運動の原点であるということは、おそらくどなたも異論ないところでしょうが、その平和と人権の規定が、先生の戦後の学問と実践運動にいつたいどういう位置を占めているのか。これは先生の周囲にいる多くの人々に共通する関心テーマであろうかと思われます。

ここで、私個人の感想をのべさせていただきますと、先生の憲法擁護の姿勢は、単なる一つ一つの違憲の政治に対するプロテストという域を越えて、日本国憲法が先生の価値判断の座標軸になつてゐるといいますか、心情体系の中心軸になつてしまつてゐるというふうに思われる所以あります。ですからそこにはうまく言えないんですが、何か一種の宗教的エトス＝宗教性のようなものすら感じられるわけです。つまりそれは単なる法規範としての意味を越えた、先生御自身の実存の奥深い所につかりと定着しているいわば信条体系としての憲法、というふうに思えてならないんです。

さきほど申しました「平和問題討議会」、「平和問題談話会」へのご参加から、昭和二十八年の護憲連合、昭和三十三年の憲法問題研究会、そして京都の「憲法改悪阻止各界連絡会議」にいたる平和実践、また、現在なお、憲法研究所を中心に永世中立の主張をなさつてゐるわけですけれども、こういった先生の戦後の一貫した護憲と平和運動のエネルギーの原点（Ur sprung）としての日本国憲法、という問題について、何か先生のコメントをいただければと思うのであります。

この「宗教」性の問題とも関連するのですが、先生の平和とか護憲に対する熱意を見ておりますと、基本的には、学問内在的な、つまり憲法学から出発していることはわかるのであります

すけれども、ときには先生の積極的な実践の意欲は、憲法学を

超えてしまった超学問的な実践活動となつて噴き出しているよ

うな面も率直にいって私は感じます。つまり先生の中で学問と

実践というのはどういうふうに関係づけられているのであろうか、ということを考えているわけであります。これは先生を前にして御質問するというよりも私自身で判断すべきことがらなのかも知れませんが、戦後の先生の一貫した平和運動に対する熱意を考えるにつけ、こうした気持を吹っ切れないでいるわけです。

以上三つばかりのポイントについて私はお尋ねしたいと思ひます。

田畠 よくまとめていただきいたんですが、一と二と三とあるわけですね。やはり一つ一つ聞いていただきましょうかね。

第五回全学連大会の開催

西田 前に先生にちょっと申し上げたかと思ひますけれども、私、昭和二十五年、六年、七年のころ全学連で活躍していたかつての「猛者」、そういう人たちと会うチャンスがありまして、例の全学連大会のころの模様について、その人たちの生の声を聞いたことがあるんです。先生は大会開催のための会場使用を拒否なさったそうですが……。

田畠 二十七年五月でしょう。

西田 第一日目は、彼らは中学のチャペルを使つたんですか。

田畠 よそでも貸さなかつたんですね。立命館も貸さなかつたんです。京大も貸さないんです。彼らは京大の方はあきらめて、同志社と立命館にどうしても貸せいというわけで強力をかけて来たんです。そこで、立命館は次の日から貸したんです。

末川先生がいない間に貸すというようにして、正式な末川総長の承諾なしに使つたという形をつくつたわけですね。末川先生は何か映画を見に行つていらして、その間に使うようになつたらしいんです。

同志社では貸さないということに決めておつたのですから。

ぼく自身は貸してもいいと思ったんですけども、評議会でそう決めてしまつていたんです。そうすると評議会で決めたことに従わなきやならんでしょう。だから、断じて貸さんと言つてがんばつたわけです。

ところが全学連が力で迫つてきまして、大塚先生や岡本君なんかも、貸そうというような考えになつてきました。

西田 当時の学生部長ですね。

田畠 ええ、学生部長で、貸さんというような意見は初め岡本君の意見だったと思うんです。ぼくは貸さんという評議会決定にあくまでも従うほかないという考え方でした。それで断じて

貸さんと言つてがんばったわけです。そこで教場に皆カギをかけて使えなくしたんです。ところがチャペルは中学の管轄ですからカギをかけてなかつたんで、彼らは第一日目はそこを勝手に使つたんです。中学のほうから、どうも困るという文句がきましたので、逆に大学に協力してカギをかけていただきたいと言つて反発しました。

その夜、どう対処したらいいかということで、評議員の皆さんに集まつてもらつてまとめたんです。やはり貸さんという態度一貫がいいというので、次の日一日休講にしたんです。集まつて来た学生諸君には休講にしたから帰宅するようにと言う掲示を出して、正門だけ締めて横の門は開けておいたんです。全部締めれば壊されますから横門は開けておいたんです。そこは自由に通行できますから、門は壊されずに済んだわけですが、全学連の諸君はやはり貸せいと迫つてくるわけです。しかし貸せないから、ほかの会場へ行つてくれるようになつたアッピールを有終館の二階からいたしまして、幸い彼らは無事にほかの会場へ行くということになつたのです。

それは、前にも言つたと思うんですけども、同志社の校歌を同志社の学生諸君に歌つてもらつたのです。それが非常に効を奏し、平和の歌と同志社ソングとの歌合戦になりまして空気がなごんできました。これは校歌の効果でした。

学問・教育・平和運動

西田 一日休講の措置は学生たちにとつては非常な打撃だったそうですよ。

田畠 そうらしいですね。
西田 一般の学生が来ないものですから意氣が盛り上がらない。（笑）

田畠 校歌を歌おうという発想は文学部長の高田武四郎君ですが、有終館前の広場に集つた同志社の学生のほうが多数ですからね。全学連の諸君は数が少ない。ですから、歌合戦で彼らは負けたわけです。平和の歌よりも、同志社ソングのほうがその時は力強くてね。同志社ソングで勝つたというのはおそらく初めてでしょう。

脇 そういうことは、もうそのあとはないんじゃないですか。最近の学生は多勢でカレッヂソングを歌うということを知らないです。歌えないのですよ。はなはだ意気上がらんですね。田畠 同志社の校歌はリズムは弱いし、歌詞が英語というのもまずいんですが、そのときは学生諸君は歌詞を知つておつたんでしょう。それでまあ解決したようなもんでしょうね。

梅津 昭和二十年代というのは、いま西田さんのお話をお聞きしましても明らかのように、時代の背景 자체が逆コースに至る道で非常に激動していたわけですが、同志社としては歴史始まって以来の社会的発言をした時代ではなかつたかと思うんで

す。

田畠 そうですね。

梅津 新島先生の時代はキリスト教をもって発言していたわけですが、戦前戦後、現在を通じて、昭和二十年代ほど同志社

大学が社会的なものにかかわっていった時代はなかつたという感じがするんです。それは全体として、たとえば戦時下における非抵抗に対する反省というようなものが、昭和二十年代の同志社人のコンセンサスとしてあって戦後の発言につながつたんでしょうか。それとも田畠先生をはじめとする諸先生方の自覚的なリーダーシップによるわけでしょうか。

田畠 反省してそのようになつていったというふうにも思えないですね。戦後二十五年ごろまでは学生の平和運動というのはないですね。当時の学生運動というのは治安問題とか大学の自治の問題なんかでした。

ところが、昭和二十一年の平和憲法に反して、昭和二十四年から五年・六年にかけて安保条約が問題になつてきたでしょ。それが契機になつたと思います。最初は学生運動の中には平和問題はあまり入つてなかつたみたいですね。安保条約が二十六年にできて、二十七年に実施でしょうね。その段階で俄然学生運動の中に平和の問題が入つてきたと思います。つまり安保体制に対する対決でしょうね。しかし学生が口火を切つたんじゃない

ですね。口火を切つたのは「平和問題談話会」であるとか懇談会であるとか、そういう先手の護憲運動です。これがいちばん早かつたんじゃないかと思いますね。

西田 「討議会」ができたのは、昭和二十三年ですよ。

田畠 それがいちばん早いですね。しかし安保ができてしまつたら、もうやめましたね。そうでしょう。

西田 「平和問題談話会」はたしか、安保改定のあと解散です。

田畠 ところが、学生のほうは却つて二十七年の段階から動いてきたわけでしょうね。たまたまそのときに学長になつたんですね。

最初は授業料問題がありまして、学内の学生運動をやつている学生諸君と対決したわけです。それが四月です。五月になって全学連の全国大会を京都でやるということで、同志社と立命館と京大を使おうということだったんですね。ところが、どこも断つたというので対決状態になつたわけです。

西田 だから会場の使用を拒否されたとき、彼らは同志社大学と田畠先生に対して持つていたそれまでのイメージと違つたものを受け取つたというふうに言ってましたね。つまり先生が学長の同志社なら貸すだらうと……。

田畠 それはね、さきにも言いましたが、ぼく自身は貸すと

いう考えだったんですけども、評議会で決まっちゃったでしょう。決まつたらどうしようもない。学長はそれに従うほかないんです。それから全学連の学生が、ずいぶん強い無礼な姿勢に出たもんだから、貸すに貸せんことになつたと言つてもいいですね。

西田 なにしろ、火炎びん闘争の時代ですしね。

田畠 しかし、火炎びんは、彼らはそのときは使わなかつたです。教場は結局ぼくの意地つ張りで貸さなかつたようなもんですね。しかし、それは結果としてもよかつたように思うんです。暴力的に使おうとしたもんだから。こちらは暴力は絶対反対でしよう。暴力を使わずに来れば、あるいは貸すようになつたかもしれませんね。暴力で無理に使おうとしたもんだから意地になつたんです。ぼくがいちばん意地になつたのかもしれませんね。

西田 合法的な平和運動であれということを強調されてましたね。

破防法反対斗争

田畠 力で迫つてくると弱気になる人が多いですよ。貸さんと強硬に言つていた人が、逆になりますね、多くは。逆に、仕方がないから貸してやつたらどうか、というんですよ。貸すか、

警察を呼ぶか、にしてほしい、というのが大塚先生の要求でした。それにはぼくはがまんができないんで、警察は絶対に呼ばないし、貸さんと言つたら貸さんというんで意地を張つたんです。あの学生の態度はずいぶんメチャでしたからね。無礼でもあるし……。「教育」の必要があつたわけです。

貸さなかつたんで却つてあとで学生諸君からは感謝の手紙をもらつたりしました、東京の学生諸君なんかからも。そういうことがありました。ことに早稲田、慶應の諸君は、われわれ同志社当局のとつた措置に対して感激したと言いましたね。力でもつてじゅうりんしようとした、そのじゅうりんに屈しなかつたというわけで、彼らは非常に喜んだらしいです。それは早稲田、慶應だけではなかつたと思ひます。また同志社の学生諸君もそうだつたでしょう。それが五月。六月は破防法の反対運動です。学生も反対運動をやつたわけですが、教授団でもやつたわけです。もちろんそういう運動をすることに反対の人もありました。しかし、連合教授会を開いて、そこで決議して行動したのですから、全学の支持をとつてやつたわけです。

立命はそう積極的ではなかつた。京大はもちろんそうでした。ところが同志社が先頭を切つて立ち上つたもんですから、立命もついてくるし、京大も若干の教授がついてきましたね。

円山で反対演説会をやつたんですが、末川さんはついに来ら

れなかつた。そのとき末川さんは何故か非常に消極的でした。

西田 円山の演説会はどこの主催なんですか。

田畠 それは三つの大学の有志の教授ということではなかつたかと思います。だから京大からも講師が出ていましたし、立命館からも、同志社からも竜大からも出ていました。司会の一人は岡本君でした。立命館は末川先生の代わりに前芝確三君が来られたんです。ですから、学長が積極的だった同志社が牛耳るようなことになつてしまつたんです。

梅津 そのころ教授会の規模はどのくらいだったんですか。

田畠 教授陣は強くはなかつたですね。いまに比べてうんと少ないんです。何人くらいだったかよく覚えてないでけれどね。全体の教員数も法学部の教員数も覚えていません。しかし政治学関係で言えば、今井仙一君とか小松堅太郎さんとか岡本清一君などがいました。岡倉古志郎君はこの翌年に赴任されたんです。……全学連合教授会は明徳館の一番教場でした。階段になつていましたが、いまはどうなつていますか……。明徳館の下のいちばん端の……。

西田 いままでも階段教室です。

田畠 あそこでした。そこでは反対の意見もありました。けれども、ほとんどの方が賛成されて、やろうということになつたんです。だから形としては同志社全学を挙げてという形にな

つたわけです。幸いそれは非常に評判がよかつたですね。マスコミ、世間、宣教師諸君なんかでも評価したようです。『ライフ』の記者なんかも来ておりまして、何か評価するような記事を載つけたらしいですよ。同志社はこれで面目を一新したといいますか、同志社の評判を高めることになつたようです。

全学連との対決の問題、破防法に対する断固たる反対。この両方で同志社ファンが層厚くできたような気がしますね。これが二十七年でしょう。この年に京都憲法教授懇談会というのができています。これは同志社の教授の皆さん、立命館の人たち、京大の人も混じってつくつたわけです。これが九月にできました。この二十七年は安保条約の発足した年です。そして保安隊ができています。警察予備隊ができたのがその前の二十五年です。安保ができたので、警察予備隊を切り替えて保安隊にしたわけですね。さらに保安隊が自衛隊に改組されたのが二十九年ですね。M S A軍事協定ができて、それを基にして自衛隊の発足ということになつたわけです。

そして二十八年六月にルーズベルト大統領夫人が来日しました。これは再軍備の勧めに来たわけです。同志社でも講演しました。私は開会の言葉を述べて司会をしたわけですが、再軍備を勧める演説をやめてほしいということを紹介のときに言つたんです。それをあらかじめ英文でプリントして、ルーズ

ベルト夫人にもそれをわたしておいたんです。会場にも配つておいたんですがそれが非常に効果があつたらしいです。結局彼女は再軍備の勧めをしなくなりました。再軍備は日本の問題である、然しソ連を非常に怖れる、従つて再軍備の必要はあるけれども自分は勧めない、日本の皆さんが決める問題だということで、西日本での彼女の講演は、そのような調子に変わりました。それまでは、東日本では、再軍備を大いに勧めてきたんですけど、それからはそのように一変しました。軍需会社の株主じやないかというようなこともティ・ペーティで言つたりしたんですねがオーティス・ケリーさんは時間がなくて通訳をしなかつたけれども、あとで武田さんなどに勧められてそうした趣旨の手紙も出しておきました。

西田 そのとき武田清子さんが来られたんですか。

田畠 ええ、武田さんと松本重治氏、この二人の方が同行されていました。そういう方たちが手紙をぜひ書くように勧めましてね。それで書いたんだと思います。ルーズベルト夫人は早速丁寧な返事を呉れました。

「平和問題談話会」のこと

西田 先生、「平和問題談話会」のことなんですが、このメンバーを見てみますと、共産党系の人はほとんどいない。ゼロ

ベルト夫人にもそれをわたしておいたんです。会場にも配つておいたんですがそれが非常に効果があつたらしいです。結局彼女は再軍備の勧めをしなくなりました。再軍備は日本の問題である、然しソ連を非常に怖れる、従つて再軍備の必要はあるけれども自分は勧めない、日本の皆さんが決める問題だというところで、西日本での彼女の講演は、そのような調子に変わりました。それまでは、東日本では、再軍備を大いに勧めてきたんですけど、それからはそのように一変しました。軍需会社の株主じやないかというようなこともティ・ペーティで言つたりしたんですねがオーティス・ケリーさんは時間がなくて通訳をしなかつたけれども、あとで武田さんなどに勧められてそうした趣旨の手紙も出しておきました。

西田 そのとき武田清子さんは時間がなくて通訳をしなかつたけれども、あとで武田さんなどに勧められてそうした趣旨の手紙も出しておきました。

西田 そのとき武田清子さんが来られたんですか。

田畠 ええ、武田さんと松本重治氏、この二人の方が同行されていました。そういう方たちが手紙をぜひ書くように勧めましてね。それで書いたんだと思います。ルーズベルト夫人は早速丁寧な返事を呉れました。

「平和問題談話会」のこと

西田 前芝確三、森義宣氏も入つていますね。近畿地方の経済部会では青山秀夫、島恭彦、豊崎稔、新庄博。新庄先生といふのは……。

と言つてもいいと思うんです。それと、鈴木大拙、津田左右吉などオールドリベラルやどちらかといえば保守的な傾向の人々も入つてゐるんですね。

田畠 そういう方々が入つてましたね。

西田 会長は安倍能成さんで、天野貞祐氏もときどき出席しています。東京のほうでは安倍、天野貞祐、清水幾太郎、武田清子、鶴見和子、淡野安太郎、中野好夫、南博、宮城音弥、宮原誠一、和辻哲郎、それに磯田進。この方は法律の専攻ですか。

田畠 そうです。

脇 神戸大学です。

西田 名和統一、福井孝治氏。この方はのちの大坂市大学長ですね。それからさつき言いました津田左右吉、鈴木大拙、羽仁五郎氏。こういうメンバーなんです。非常に広範ですね。

田畠 共産党系の人たちもいますね。ところが、安保ができたら大半が変ったり去ったりしていったわけです。

脇 しかし面白い時代ですね。

田畠 安保ですっかり変わりましたね。だから安保の前には永世中立論もあるんですね。

西田 あります。

田畠 そこで主張しているでしょう。

西田 ええ、永世中立を書いているんです。

田畠 ところが安保ができるともう言わなくなりますね。その時分は、私は永世中立ということを特にまだ言っていないんです。あとで、みなさんが言わなくなつてから、私は逆に強調するようになつた。

西田 ところで、「平和問題談話会」は、京都ではどなたがいちばん熱心だったんですか。

田畠 終始熱心だったのは恒藤先生だったよう思うんです。ことにあとになってからとても熱心になられたですよ。末川先生も熱心でしたね。私なんかよく休んだけれども、恒藤恭先生

は皆出席ぐらいじゃないですか。それから松田道雄さんが熱心だつたですね。

西田 そうするとそのお二人の先生でしうか、六〇年安保に反対の声明文をお書きになつたのは。

田畠 あれは東京の諸君でしう。

西田 いえ、京都と東京と両方出でるんですよ、六〇年安保のときには。文章はかなり違いましてね。

田畠 そうすると恒藤恭先生かもしません。

西田 東京のほうは長文の声明なんです。「東京平和問題談話会」は恒藤先生の名前が署名欄のいちばん先に挙がつていて、恒藤、末川、磯村、井上、岡本、桑原、島、新村、田畠、豊崎、名和統一、奈良本辰也、福井孝治、松井清、松田道雄、前芝確三となつています。

田畠 後期には、山下君が事務局長をしていましてね、立命の。

西田 山下健次さんですね。

田畠 はい。ですから彼が草案を書いて、恒藤恭先生なんかごらんになつたんじゃないですか。とにかく京都では恒藤恭先生が、とても熱心でしたよ。

西田 しかし偉い学者が国を憂えて国家の運命とか平和の問

題についてこういう非常に格調の高い声明を出して学生や青年層、ひいては労働組合の幹部などにも思想的な影響を与える。

こういう平和運動の進め方というのは、安保のあとすっかり変わってしまいましたね。

田畠 そうですね、すっかり変わりました。南原さんは平和問題の初めは出ておられたんじゃないですか。

西田 いえ、全然ですよ。「平和問題討議会」から「談話会」の時代にかけてお名前が出てないんです。

田畠 ないです。

西田 ありません。会長は安倍能成氏でした。南原先生の名前が挙がっていますのは、これは「平和問題談話会」と関係がないんですが、「科学者京都会議」声明です。これはラッセル・AINシュタイン声明を受けてなされた声明なんです。その「科学者京都会議」声明の中に南原先生の名前が出ています。これは湯川秀樹、大仏次郎、平塚らいてう氏らがやっていた会ですね。ところで安倍能成さんが亡くなられたときに『世界』で吉野源三郎さんと丸山先生が「安倍先生をしのぶ」という対談をしておられるんです。その中に「平和問題談話会」の問題が出てきまして、東京ではいつも安倍さんが座長として定刻にきちっと来られるそなんです。初めのころは熱心に大勢集まつたらしいんですけど、だんだん会員の数が減りまして、最後

のほうになりますとボツボツとしか集まらない。しかもそれが非常に遅刻して来られる。それでも安倍さんは熱意を失わずにずっと続けておられた。安倍さんの存在を抜きにしては、東京における「平和問題談話会」があれほど長く続いたということは考えられないだろうという一節がありました。

内灘問題は昭和二十七、八年でどうか、内灘闘争のあとから、東京の場合だと清水幾太郎さんなんかは内灘闘争に打ち込んでいきましたが、会員の中の意見とか思想の分裂が顕在化した。やはり内灘闘争の前後からそういう現象が目立ってきて、もともと個性の強い人たちが集まってきた会ですから、個々の点については意見の分裂もあつたんでしょうけれども、それが安倍さんの学識と人格で一本にまとめることができたんですが、内灘の前後からさすがの安倍氏もうまく統べることができなくなつて、会は衰退の方向に向かつたんだというような座談の記事です。

安倍先生をよく知らないのですが、先生が総会なんかに出られまして何か印象に残ることがありましたでしょうか。

田畠 一種独特的の威厳のある風貌というほかには、特に印象に残ることはないですね。東京のほうでは実際はやはり大内さんが中心だったと思うんです。大内さんは非常に熱心でした。矢内原さんも熱心だったでしょう。矢内原さんはもともと熱心

なパシフィストですかね。安倍さんについてのそういう印象はしかりませんよ。それから鶴飼信成君や丸山君も熱心だったのでしょうか。

西田 「三度平和について」とか「安保改定問題についての声明」とか、長文の声明は丸山先生が書かれたようですね。

「民主主義科学者協会」

脇 あのころ研究者グループとして民科というのがありましたね。

田畠 ええ、民主主義科学者協会です。

脇 末川先生が初代の会長で。

田畠 そうですね。

脇 私が京都へ来たのは一九五〇年ですけれども、来てすぐ例の朝鮮事変が起こりました、それを追うようにしてあのころイールス事件というのが席捲しましてね。

田畠 そうそう。

脇 よう民科や大学院生会の招集がかかったのを覚えていきます。

田畠 平和問題ではなくて、あの当時はそういう問題でしたね。

脇 そのころ民科の研究会というのは大変盛んでしてね。

田畠 あなたも入っておられたんですか。

脇 私も勧誘されまして……。

田畠 私は入ってないんですよ。

西田 どうですか。それはご立派ですよ。（笑）

田畠 いまは入っているようになっているみたいですが、会の集まりに出ていない。

西田 どうして断られたんですか。

田畠 民主主義でなくて『官主主義』だという、ツムジまりです。

西田 官僚的だということですか。

田畠 官主主義科学者協会なんぞぼくは入らんと言って、入らなかつたんですよ。恒藤恭先生、滝川幸辰先生も入つてなかつたでしょ。

脇 おそらく入つておられないと思いますね。しかしこういった例の朝鮮事変が起こりました、それを追うようにしてあのころイールス事件というのが席捲しましてね。

田畠 そうそう。

脇 京都はまだあるんでしょ。

梅津 まだありますよ。

田畠 まだ会合をやつてるんでしょ。

西田 社会科学系もやつてますか。

田畠 法律部門はありますね。これは時々案内状をもらっています。

富沢 法律と歴史もあるんじゃないですか。京都だけじゃないですか、法律を除いたら。

田畠 あなた行ってらっしゃる?

富沢 いいえ、ぼくは行ってませんけど、何か小さい機関誌も出しているようです。ですから「京都」が付きます。

田畠 私はずっと出ないんです。ただ一度金沢で民科の学会がありましてね。それに出たことがあります。そのときに出で、入ったんだと思いますが、一度きりで、あとはもう行ってないんです。……日本科学者会議と日本民主法律家協会には入ってます。しかし出席できないです。

「憲法問題研究会」の発足

田畠 ところで、昭和三十三年ですか、憲法問題研究会ということができました。これは岸・池田の憲法改悪の憲法調査会に対抗してできたわけです。これも恒藤恭先生は熱心でしたね。

脇 双方で先生方の取り合いがあつたわけですね。蟻山先生なんかは調査会のほうに入られたのですね。

田畠 「憲法問題研究会」は、東京では大内（兵衛）さんが非常に熱心でしたね。

西田 大内・我妻コンビですね。

学問・教育・平和運動

田畠 そうです。
脇 だからやっぱり政府のほうの憲法調査会に蟻山さんなんかが入られたんじゃないですか。

田畠 蟻山さん、宮沢さんが……。

脇 いや宮沢先生は入っておられないと思しますけど……。

田畠 入らなかつたですかね。向こうでは宮沢さんはよほど取ろうとしたでしょうね。

西田 宮沢先生は入っておられないでしょ。

田畠 やはり入つてないのですかね。

田畠 昭和三十三年に政府は警職法をやろうとしていたです。これは政治学会で反対声明を出したんですけど。

西田 同志社で学会があつたときじゃないですか。

田畠 同志社で政治学会の総会があつたんです。蟻山さんとか辻清明君とかは、こういうものは学会でやるべきではないと意見でしたね。南原さんと恒藤先生は熱心でした。南原さんが理事長ですからできただんでしょう。これ一回だけでしうね、政治学会でこういう決議をしたのは。あとはもうできなくなりましたね。警職法はそれが学会関係の反対の口火を切ったこともあって、ほかの学会などもついてきまして、これは成功しましたね。警職法を粉碎しましたからね。

それから三十六年に政暴法ですが、これも私たちは反対しま

して末川先生と私の編集で『政暴法』を三一書房から刊行したりしました。これもつぶすことができました。全国的な大きな反対運動が成功したのでしょうかね。

西田 時代は前後しますけれども、昭和二十八年の護憲連合、これには学者はあまり入らなかつたんですか。

田畠 京都では最初は私だけです。東京では中村哲君とか高桑君もそうでしょ。

西田 高桑純夫さんですか。

田畠 ええ。それから上代タノ女史。これは日本女子大の学長でした。しかし片山哲さん等政治家が多く、それから弁護士その他の文化人でしたね。元陸軍中将の遠藤三郎さん、元外相の有田八郎さん、元国務相の風見章さん、『もめん隨筆』の森田たま女史、戦後最初にソ連入りをした参議院議員の高良とみさん等が熱心な会員でした。

脇 今から振りかえってみて戦争直後から二十年代の前半は、ある意味では知識人の黄金時代だったですね。

田畠 そうですね。

脇 政治的にも大活躍をしたし、文化的な啓蒙運動も大変盛んで、いろんなクラブ組織みたいなものができたんですけど、京都ではどうだったんですか。インター・カレッジの「平和問題談話会」なんかも、そういう役割を果たしていたんだと思

いますけれども。

田畠 京都ではさつき言いました京都憲法教授懇談会というのが二十七年にできました。もうこれは消えてしまっていますが、十数年続いたんじゃないかと思います。それから戦前と違って学会がたくさんできましたね。京都だけのそういう研究会というのももずいぶんたくさんできただろうと思うんです。それから、それぞれの大学の研究会がありますね。

西田 憲法問題研究会というのは、会員が順次、報告する形で運営されたんでしょうね。例会は月一回ぐらい持つておられたんですか。

田畠 例会は、月一回ありました。年一、二回ぐらいは、東京との合同の会合もありました。

西田 桑原先生は入つてらしたんですか。

田畠 桑原君は入つてましたね。名和君なんかも熱心だったんですけど、あとでずっと曲がっていましたね、奈良本君だとかも……。何か分裂状態になつて消えてしまつたような感じがします。

西田 それは一種の知的サロンみたいな感じがしますね。東西方の「憲法問題研究会」を見ていても、いろんな分野の学者が集まって、平和や憲法問題を中心に討論をするというふうにね。

田畠 平野さんのやつていた平和委員会というのが早くからあるでしょ。これは学界人中心じゃないですね。それから憲法会議というのも学界人に限られていない。だから学界人が……

ということになりますと、岩波グループの一連の研究会です。

西田 そうですね。「平和問題談話会」と「憲法問題研究会」ですね。

田畠 いまはもう全然なくって、雲散霧消の状態です。ですが護憲連合はまあ社会党の片山グループです。ですから、末川

先生、恒藤先生は最初は入ってないんです。あとで京都護憲には入っていただきました。猪木正道君もいっしょに護憲の講演会を持ったこともあります。また社会党時代の永末英一君が事務局長だったのですが、両君は今はまるで反対の立場になってしましました。

西田 同志社に「平和に生きる会」というのがありましたね。

田畠 ありましたね。これはキリスト教関係の人たちがつくつたんだと思います。篠田一人君とか笠原芳光君なんかがそうじやないですか。

西田 全国的な組織があつたんでしょうか。そして、その同志社支部になるんでしょうか。

田畠 全国的な大きな組織はなかつたと思いますけれども、ほうぼうにそういうものがあつて、東京では堀豊彦さんとか平

山照次牧師とか……。北海道では北大の深瀬忠一君とか榎本栄次牧師とか、が多分そうですよ。

西田 堀先生は「憲法問題研究会」に入つてらしたですか。入つていません。「平和問題懇談会」にも入つてないです。堀さんはもっぱらキリスト教関係の平和の会です。堀さんなどがやっておられたキリスト教の平和の会というのは多分いまもあるんでしょう。あるいは全国的にあつたのかもしれません。

それから「キリスト新聞」というのがあるんですよ。これは賀川さんが始めた新聞ですが、いまは武藤富雄という明治学院の院長であった方がずっとやっています。武藤さんは護憲運動・平和運動には實に熱心です。「キリスト新聞」には毎号憲法擁護・再軍備反対というスローガンを掲げてますからね。

戦後日本の進歩的陣営の多極化現象

脇 清水さんが最近、戦後の自叙伝を出しておられますけれども、ちょっと引つかりますね……。自分がかつて歩んだ道がもしも間違っているんだとするならば、まず自己批判がつて、われ誤まり、ああいう道は歩んでほしくないと言うのが、責任ある知識人の後輩に対する態度だと思うんですが、逆に相手にツバをかけるみたいな内容ですかね。

田畠 彼は何かよほど変わったらしいですね。（笑）

脇 せめて、時事評論から一切手をひいて、黙っておられればいいものをと思うんです。

田畠 安保条約ができて、その安保体制に結局みんな押し流されてしまつたという感じが強いですね。体制ができたらしまいだというわけですかねえ。だから既成のそういう事実を認めてしまつてゐるみたいでね。なぜ認めてしまつてゐるのか実はよくわからんのですが。むしろ反対に徹底すべきだと私は思うんです。それがありませんね。安保ができ固定してとにかく安保反対ということを余り言わなくなつた。安保条約の結果できた自衛隊法・防衛庁設置法等々有事立法体制はすでにできている。それを認めてしまつてゐる人が多いみたいです。もっとひどくなるのを心配するだけというような弱い態度になつてしまつています。社会党でも共産党でもそくなつてしまつてゐるみたいですね。原点まで帰つて安保をやめてしまつというような考え方がある、稀薄になつてしまつてゐる。これではもうどうしようもないような感じがするんです。

学生運動はいつごろから分裂を始めたんですかねえ。いまはどうなっていますか。

西田 大分裂は六〇年安保のあとでしょう。

梅津 いや大分裂は六〇年安保の前でしちゃうね。

田畠 そうすると三十一、三年ごろかな。

梅津 そうでしょうね。それからです、分かれてきたのは私が入学したのは同志社の学友会がひっくり返つた翌年か翌々年くらいです。昭和三十五年です。ですから共産党員がまだ教室にずっといるわけです。昔の至誠館の裏に学生会館がありました。あそこに鳥の巣のようなボックスがダーツとあります。Jの何百何番とか全部「赤旗」の購読番号が書いてあるんです。

田舎出の学生としてはちょっとショックでした。あとで聞いた上級生の話によりますと、まだそのころは共産党本部の学対なんかがうろうろしている時代で、むしろ学友会の中央委員なんか逃げるようにしていたと言ふんです。つまり昨日まで党員だったのがひっくり返つて……だからまだ全然自信がないといふところでしたね。

脇 その前が火炎びん闘争のころかな。

田畠 火炎びんは二十年代でしちゃうね。

脇 二十八、九年ごろですね。

田畠 社会党の第一次の分裂（左派と右派）がその前年でしょう。構造改革論というのが出たのはいつごろですか。

梅津 政治的には一九六一年ですね。

西田 安保のあとでしょ。

梅津 いやその前から例の合同出版からトリアッヂなどの本

が『構造的改良』という翻訳で出ていました。また津田道夫なども『現状分析』という雑誌を出し構造改革論をややアカデミックにマルクス主義国家論として紹介しておりました。成田知巳がそれを政治的に取り上げまして、それが六一年の……。

田畠 五九年の民社党の発足離脱が構造改革論に道を拓いた……。

梅津 その辺は解釈がむずかしいですが……。

田畠 江田三郎さんとかね。しかし成田君はすこし後になって平和革命論になりましたね。鈴木茂三郎さんのアドバイスがあつたのでしょうか。

梅津 ええ。それで六一年にものすごい争点になつたんです。ただ、五〇年代の終わりから六〇年代にかけて『構造的改良』のファンというのは地下水みたいにあつたようです。

田畠 学生運動にも非常に影響しているでしょ。

梅津 ありましたね。津田さんの考えというのは、ぼくもだいぶ影響を受けたですね。

田畠 あれで社会党は弱くなりましたね。

梅津 ええ、六一・二年ごろから、それを佐々木委員長が認めるか認めないかで……。構造改革は戦略でなくて戦術だとうような妥協でもつて採用したわけですから。

田畠 妥協主義になつて闘争的でなくなつたですね。総評な

んかもそうですね。それまで大阪の総評の講演会とか演説会にぼくはよく行つたんですよ。太田薰氏といつしょの時もありました。そのころは非常に鬭争的でしたね。あれが出てからすっかりダメになりました。太田氏も同様です。組合が妥協主義になつた。断然妥協的になつて、鬭争をしようとした。そして社会党の分裂はひどくなつてきて議席も減るし、そういう沈滞状態がなお続いているような感じがしますね。

西田 松下圭一氏なんかの大衆社会論争がやっぱり三十年代の初めじゃないですか。

梅津 そうです。五〇年代のいちばん最後です。

西田 だから構造改革よりも前ですね。

梅津 ええ、政治的に構造改革論争になるよりも前ですね。西田さんよくご存知じですけど、松下氏の論文が出たらみんなでそれを持って回つて……。

田畠 それはちょっとあとでしょ。

西田 五七、八年です。安保の前です。

梅津 最初にでたのは雑誌『思想』にのつた「大衆国家の成立とその問題性」という論文です。五六年ぐらいだと思います。

田畠 あれは構造改革論的でしょ。

脇 そうでしょうね、トリアッチの影響を受けたかどうか

は知りませんけど、かなりぼくはつながりがあると思いますね。

田畠 田口富久治君もやはりそうですか。

梅津 あの人は、あのころは全然違います。

脇 彼はまだアメリカ政治学時代ですから。

田畠 どうも今でもマルキシズムではないですね。

梅津 初めは全然違うんじゃないでしょうかね。

田畠 いいところはあるんだけれども、何か本質を把んでいないみたいですね。

脇 ぼくは両君とも個人的にはわりあいよく知っているんです。変化と言おうか、やっぱり戦後史も随分長いんだなあとつくづく思いますね。（笑）

梅津 昭和二十年ぐらいから三十五年くらいまでの十五年くらいが知識人の一つの区切りといいますか、第二次安保以後は相当タイプが変わってきていますね。

田畠 東大の渡辺洋三君の『三つの憲法』というのはいつごろですか。あなたも、あの影響を受けましたか。

梅津 大学に入学した年岩波新書で『法というものの考え方』、あれは三回も読んだ記憶があります。例の警職法の解釈とか、メーデー事件で行政法は実際どういうふうに介入するとか、ぼくは大変興奮して読んだ記憶があります。

田畠 まさに天下を風びしたような感じがありましたね。あ

れに私は三度ばかり反ばくしたんですよ。一度は立命館の学生新聞で、二度目は「同志社法学」でです。渡辺君はそれに参ったようです。それからもう言わなくなりました。私はその時恒藤恭先生に激賞されて驚きました。私のが出まして、それにつれて小林直樹君などほかの人も反ばくしたようですね。渡辺君はとにかく参ったようです。三つの憲法というようなことを言うのは実におかしいですもんね。

梅津 それはだいぶあとです。

田畠 あとになりますか。

脇 三つの憲法って何ですか。

田畠 憲法は三つあると言うんですよ。イデオロギーとしての憲法と法源としての憲法と制度としての憲法があつて、皆違うと言うわけです。そんなおかしなことないですからね。弁証法のとんでもない誤解だという印象を受けました。

梅津 あれはたしかだいぶあとだと思いますね。

田畠 憲法は明らかに制度でもあり、法源でもあり、イデオロギーでもあるわけですよ。一緒なんですよ。それをバラバラにくずしちゃって三つあると言つて、日本国憲法というのは法源としての憲法にすぎないと言うんです。結局、安保体制が憲法だということになつてしまふわけですよ。それに学生諸君が飛びついたというのがぼくはわからんのですよ。

梅津 それはだいぶあとですね。

田畠 あなたのあとですか。

梅津 ええ、だいぶあとです。ぼくらのときは『法社会学と法解釈学』、『法といふものの考え方』です。

田畠 その中にも入ってるんじゃないですが、その三つの憲法論が。

梅津 入ってなかつたと思います。ぼくは思い出せません。

西田 解釈法学に対する飽き足りなさというのは学生の中に絶えずありますね。初期の渡辺さんの著作が学生に影響を与えたというのは、もう少し歴史的な視野といいますか、動態的（ダイナミック）に法を把握していこうという方法論が受けたんじゃないでしょうか。

だから必ずしも個々の渡辺学説が当時の学生に浸透したというよりも、方法論の違い、つまり概念法学とは違った法社会学的な見方に対する学生たちの「憧れ」があつて、そういう学生の欲求を渡辺さんの著作がうまくみたすような役割を演じたんじゃないかと思うんですけどね。

田畠 非常に誤解した弁証法を持ってきて煙に捲いたんだろうと思うんですが、とにかく学生と学生運動を大きく誤らせたことは事実ですよ。

西田 「三つの憲法」というのは昭和四十年代の初期です

ね。

田畠 私が反駁したのは、昭和三十八・九年でした。ですから「六十年安保」後から四十年につづいているんです。十何年前、学園紛争の少し前ですね。学生運動の誤導理論の一つだったことは確かです。

ところで私はだいたい法律ぎらいなんです。しかしやらなきゃしあがないということになつたわけです。だから学生時代は何もやつてないんですけど、教授会で憲法をやれということになつてからです。私の憲法論は概念法学と間違えられているようだけれども、実は政治学・社会学の前提があるんで、概念法学ではないんです。しかし、そう見えるところがあるでしょう。

西田 あります、あります。（笑）

田畠 然し、そうではなくて、法を厳格に解釈する、然し法論を大きく超えるべきだと言う考え方なんですけどね。法論と政論を区別して言つてるのですよ。ですから、法解釈の点では一見概念法学と同型になるわけです。それだけを見て概念法学と見るんじゃないね。

西田 先生には両方混在しているんではありませんか。概念法学としての要素と……。

グローヴァルに考えてるんです。その上に立っての厳格な解釈。これは概念法学ではないのです。概念法学には発展論が必ず缺落しているのですから。

西田 発展論といえば例の改正論がありますね。

田畠 改正論もそうですが、それも発展論が基になっているんです。法制史のコンラード教授（ボン大学）が私の改正改悪峻別論に共鳴したのはそのためでしょう。

大学自治と学生自治について

西田 ここで話題を少々変えてやはりどうしても問題にしたいのは、先生の大学自治論と私立大学論なんですが。

田畠 私の大学についての考えですが、あなたが言ってくださいたように、実は戦前から書いてるんです。が、昭和四十五年に出版の『現代大学論』にまとめてるんです。この序文の所ですが、「大学改革について」という暫定的試案を学園紛争のさなかに「永世中立」の号外として出したものなんです。簡単ですがね、ここにだいたいのことを言っているんです。大学自治の徹底という考え方、これが基になっているわけです。つまり教授会自治と学生自治、この二つの徹底ということ。……この出版のときに恒藤武二君と文学部の吉川哲太郎教授が評価してくれました。

西田 その学生自治の徹底と言う場合、どこまで学生自治を許すのかという程度の問題があると思うんです。

田畠 学友会の経営は教授がタッチしないで、学生だけで完全にやっていくべきものだという考え方が一つです。学友会が学生自治の一つの中心ですから。……いまでも教授が顧問になつていますか。

梅津 学生部長と各学部長です。学友会は学生部長です。

田畠 各学部の自治会は学部長が顧問ですか。

西田 そうです。

田畠 全体は？

西田 学生部長です。

田畠 いろんなクラブとか部があるでしょう。

西田 あれも先生方が顧問になつていますよ。

田畠 戦前は教授が部長だったですね。いまは部長は学生でしょ。その点は一步進んでるんだと思います。戦前は、制度としては大学自治はないですね。すべて「制度運用」的な自治ですね。戦後は制度として、憲法で自治を認めてるわけですから、そこで学友会の場合もそういうふうになつてきたんだ違うと思うんですが、もうひとつ徹底して、顧問なんかいらんのではないか、学生だけでいいんじゃないかという気がします。

一方の柱は教授会自治でしょ。これも自治徹底であって、そ

れに学生が参加しようというような要求や案が紛争当時にありました。あなたはどんな意見でしたか。教授会に学生が参加するのがいいという考え方でしたか。

梅津 いや、それは反対です。

田畠 学生のころから?

梅津 ええ、学生のころからです。

田畠 学生の中にはそういう考え方があったわけでしょう。

梅津 いや、ぼくらのころはなかつたですね。陳情には伺いましたけど、教授会を学生に公開しろというような考え方、アイデア、思想は学生の中には全然なかつたですね。私たちの時代には。

田畠 公開ではなくて学生が教授会に参加すべきだという要請が若干の大学にあつたのですが……。

梅津 それは全然なかつたです。

田畠 学生紛争の中で出た大学論の中にはそういうのがかなりありました。同志社にはなかつたのですかね。

脇 現に立教の法学部はやつています。やつていますけど、学生の方が来ません。

田畠 あれは間違いだと思うんです。

梅津 それはおそらく最近の話です。

田畠 四十四・五年の紛争のころからそういうのがあつたの

ですが、しかし、参加はいけないが、公開はいいと私は思うんですよ。

西田 その場合、問題を限定されるんですよ。たとえばカリキュラムであるとか、学生のインタレストに密接な問題に限つて学生に意見を言わせるというように。

田畠 そうです。そういう限定は必要でしょうね。ただ原則ということになると、私は会議は公開にすべきであるという原則論は持っているんですが、問題によるということは考えますね。

西田 だからいかなる形にせよメンバーとして教授会に参加するということは……。

田畠 それは絶対にいけない。

西田 それとは別問題ですね。

田畠 別問題です。問題によつては、たとえばカリキュラムであるとか、特殊講義の設定等々については学生の意見を聞く。そのために教授会を公開する。しかし、何らかのメンバーとして入ることとは、それは全然意味が違いますからね。

それは私の考えには、メンバーとしては断じていけない、しかし傍聴はかまわんという気持があるんです。この考えには賛成者は極めてすくないでしょう。百年か二百年ぐらい早すぎる意見でしょう。理想であり空想でしょうね。

梅津 大学自治という場合には、もちろん学生自治との問題もありますが、そもそもは国家権力との関係ですね、戦前から戦後を通じて。先生のおっしゃる大学自治論も基本的にはそこに強調点が置かれているわけですね。

戦前あるいは戦後の国家権力と大学との緊張関係という構造は、いまの大学の中には非常に少ないと思うんです。しかし、戦前のような形ではなくても、何か別の形があるんではあるまいか。たとえばこういう事がいえると思います。それはよく言われるように地方財政、地方行政などにしても、現在依然として中央集権的で三割自治です。地方の開発なんかに関しても、財政上のサポートをする代わりに、国がいいように地方を恣意的に動かしてしまう。しかしそういうものに対しては、抵抗の方法がないわけではない。たとえば市民運動みたいな形でアンチテーゼをだすことができる。ところが、問題が大学の場にうつり文部省の設置基準とか私立大学に対する助成というようになると大学人はこれに対する抵抗の意識も方法ももたない。ことに現在の私立大学はそれに対して全然疑問を提示しない。設置基準も疑わないし、国庫助成にしても、ある意味で“物取り”になっちゃっているわけですね。それはちょうど保守系の地方自治体が中央に直結する首長を選んで、中央政府から“物取り”的に財政をもらつてよしとするのと原理的にまつ

たく同じなのです。政治の場で保守系の知事や市長を批判することは簡単だけれど、いざ大学の問題となると問題意識がそこまですらいっていらないというのが現状なのです。

先生にお聞きすることは違うんですけども、二十年代から三十五年までの大学知識人のかかわった問題、権力との関係の緊張感というものを考えると、やはり今日的な形で何か考えないといかんのではあるまいかということをちょっと考えるわけです。大学人が大学の問題を議論しないと言うのはやはり残念です。

田畑 六八一九年当時の学生の運動というのは大学改革ではなかつたですね。

西田 大学解体です。

田畑 大学はやめてしまえというようなアーナーキーな運動でしたね。これはその結果ではないですか。実りがないわけですよ。それが済んだらもうおしまいなんで、大学について考えようともしない。改革をしようともしない。旧態依然あるいはむしろ逆行的になつてくるところもあるんじゃないですか。筑波大学ができたり、あるいは筑波大学と同じような傾向がいろんな大学にできている。自治主義がなくて管理主義的になつてしまつているんじゃないかと思うんです。外から見ているんで

よくわからんですけれども、全体においてそういうことが言えるでしょうね。いや、もつとひどい管理主義のところもあるみたいですね。

西田 教授会自治と学生自治という車の両輪でもって機能されるべき大学自治というお考えの根底には、二つの意味合いにおける官僚主義あるいは官治主義に対する先生のプロテストの姿勢があると思うんです。一つは文部省による全国の大学の中央集権的な管理に対する反対。もう一つは同志社も大きくなつてくるとどうしても機械的に流れ、官僚的な風潮が出てくる、という学内における官僚主義的傾向に対する反対。その両方の官治主義あるいは官僚主義的な気風をなくしていくために、教授会自治と学生自治を車の両輪とした大学自治を考えていらっしゃる。私はそういうふうに思うんです。

田畠 いまの大学の実情を知りませんけれども、学長が文部省等に対して属僚的になつてきているということはありませんか。私学の場合も、国立大学の場合も。しかし各大学もそして各学長が文部省以上の存在でなきやならんと思うんです。ところがそうでなくなつて、完全に文部省の管理下、支配下に置かれてしまつているというような感じがするわけです。

梅津 大学が社会的に主張すべきものを失っている。たとえばキリスト教の精神に基づいて自分たちは創造的な教育をする

という場合に、しばしば国家権力の意向に抵触する。そのときに初めて大学の自治、つまりわれわれの自立性、われわれの尊厳というもの訴えるんだと思うんです。国家権力の意向に抵触した場合に初めて大学の自治というものの、干渉されずに自由な創造的教育をするということを自覚してくるんじやないかと思うんです。ではそういうものが今日あるかというと、これは同志社だけでなく、どこの大学でも、自ら主張すべきレーベン・デートルが稀薄です。同志社大学でも慶應でも立命でも、全部平準化して同じである。

だからおそらく大学の自治という、そういう痛烈な意識がどこからも起つてこないのでないかというような気がするんです。

学長の資格

田畠 制度どおりにさえ大学の自治が現実の問題としてはないという状態ですね。しかし、制度以上であつてしかるべきだと思うんです。これが概念法学的と違うところなんですよ。制度以上でなきやならんと思うんですがね、制度どおりでさえもない。それは一つは学長に問題があるということはありませんか、多くの大学の学長に。

西田 先生の大学論の一つの特徴は、学長に対する期待の大

きさという問題があると思うんです。学長にたいしてずいぶん高い基準といいますか、期待を持っておられるのであって、学識・道徳的英知、視野の広さということをおっしゃるわけです。

勇気、学生愛、大学自治の尊重。こういう属性を学長たる者は持たなければならぬとおっしゃるんです。しかし、今日、大學の学長は、それほどくわしく見渡したわけでもないんですが、多くは無難な能吏型になつてきていまして……。(笑)

田畠 能吏もすくない。

西田 現実の問題として、カリスマ的といいますか、輿望を荷つたグレート・ペースンが学長に就任しなくなつてゐる。ある程度の行政手腕は持つておられるんでしきうけれど。

さきほど梅津さんの意見を聞いていて私、感じたんですが、いい悪いは別として、かつての日本の大学は、聖域イメージがありましたね。つまり警察は学内に立ち入つてはいけないという認識。大学紛争までは、われわれは機動隊がキャンパスに入ることに對して非常に神経質でしたね。しかし、大学紛争のあとこの問題に対するわれわれの考え方が大巾に変つた。警官に頼つて事態を解決した方が手つとりばやくていいじゃないか、と。私自身はこのような警察アレルギーの後退には批判的です。

確かに大学のメンバーの手に負えないような、スケールの大きい暴力があの大学紛争当時にありましたけれど。ですから先

生が学長の時代のように、一対不特定多数が正面衝突した場合、学長の個人的な熱意ではたしてその場を開けるかどうか、率直に言つて難しいような規模と性質の暴力が現在、ありますね。

田畠 一対不特定多数の一は、単に一ではないんですね。うんと大きい一です。また大きくあらねばならないと思うんですけど。ところがその大きさを失つてゐるか、捨て去つてゐるよう思いますね。

西田 私の申し上げたいのは、警察が学内に入つてくることに対する教職員の鈍感さなんですね。

田畠 小さく一だと思いすぎているんじゃありませんか。單なる一じゃないのに、一あるいは一以下だと思つてしまつてゐる。つまり学生あるいは暴力を恐れてしまつて逃げてゐるということがあります。そんなものじゃないと思うんですね。機動隊なんか入れなくつたって対決は有利なんだし、どのような紛争のときでも、対話は十分にできるし、解決はできるということです。私の経験だけでなく、それを証明している若干例が他にもあると思うんです。

脇 あの時も同志社では七人の先生方が反対声明をお出しになりましたね。

田畠 ああ吉川哲太郎君とか、高橋虔君とか、といつしょに

機動隊導入反対の声明を出したことがあります。そのことですか。

脇 ぼくも誘われましたが、当時の私は評議員として身がけがれていきましたからお断りしました。（笑）

田畠 いやいや、あなたのおっしゃったのはよく覚えています。

脇 ぼくも先生のおっしゃることよくわかるんです。ほんとに筋が通っていますからね。ただ、私自身はあのときほんとに満身創痍、傷だらけでして、手は汚れている。反対声明はピュア・ハンドの先生方だけでおやりにならなきやいかんと思って……。

それからもう一つ私は、ああいう声明に署名する場合に、それが貫徹されなかつた場合に、そのあとどうするかという責任が伴うと思うんです。田畠先生の場合はいつも一貫していて、ちゃんと責任をおとりになるなんだけれども、大学教授というのは大体弱虫でしてね。あの時点での学内のいろんな動きを見ていましても、とにかく当面やんちゃ学生の目から逃れて標的にならないで済めばよい……みたいなええかっこしいが出てくる。先生のように個人の名前を出して堂々と反対するんではなくて誰がメンバーで誰が責任者なのやらわからん、ぬえ的・覆面集団が横行した。しかも済めばまたズルズルッと……原隊復帰で

しょう。片や手も汚れているし、私はとつても最終的責任はどう思つてお断りしたのを覚えてます。（笑）

田畠 あなたのご意見を聞いてなるほどと思いましてね。ですから若い方は誘わなかつたんです。老人ばかりに限定したんです。しかし、それも学長がその意見を聞かなければどうしようもないんです。

それはほかの教授には紛争の解決なんて無理なんです。これができるのは学長だけです。結局は学長が体を張る以外にないんです。だれがどう言おうと、学長ががんばつて学生と話し合つて解決すべきであるし、それは必ずできる筈だと思うんです。ところができる人とできん人があるんですね。体质的にできん人はしようがないんで警察を呼ぶ以外にないんであって、それだつたらさつさと早く呼んだらいんです。（笑）それをぐずぐずしているのがいけないんです。そうでしょ。滝川さんはすぐ呼ぶんです。またすぐ来ますからね。ところが他の大学はそういうじゃないでしょ。東大の加藤一郎君の場合も結局呼びましたね。然し先任の大河内学長がぐずぐずして措置を誤つたあとですから大変だったでしょ。しまいになつてから呼ぶわけですね。然し先任の大河内学長がぐずぐずして措置を誤つたあとですから、大学は大変な被害を受けてしまつた。ですから鮮やかに自治的に解決するか、呼ぶか、どつちかだと思うんですよ。

脇 いや私も教員としましてぐずのほうに加担していたも

んですから……。（笑）

田畠 いや、無権限の教授や評議員はどうしようもないんです。評議員や学部長や一般の教授に迷惑をかけることも間違っているんであって、学生部長もどうしようもないんです。全部の責任と権限を持っているのは学長ですから、学長自身が体を張ってやる以外にはないんです。やれば必ずできます。そうむつかしいことではないんですよ。

脇 ところがそれが仲々難かしいのです。（笑）

田畠 遠藤（汪吉）君のときにできたことですよ。しかし何もしなかった。最後に、山本（浩三）君になって呼んだわけです。呼んで解決したんです。山本君は学内世論に従ってドロをかぶったんです。だからその前の段階で、もとと早目にさつと呼んでさつと済ますとか、そのほかいろんな手の打ちようがありますよ。それができる筈なのに、やろうとしないから、できなかつた。体を張って話し合って必ず解決できますよ。どんな学生もわからず屋ではないんです。

二十年代の初めの段階と違うと言いますがね、ぼくは違わないと思うんです。誠意と智慧をもって話したら、学生は必ずよくわかります。第一に学生を信頼することです。逃げてはいけない。意見が違つたって、イデオロギーが違つたって。必ずわかれます。

さつき言われたように、全学連の諸君が教場を貸さんので、私をけしからんと思ったというわけでしょ。それでも、話し合いというよりも、十分たらずのスピーチで理解してくれたものね。学生の無理を聞くべしという声と、警察を呼んでほしいという声が相当に強くあつたのですがね、断じて呼ばなかつた。学生の無理も聞かなかつた。それは、可能なことを可能にしただけなんです。

西田 あのとき、だから二年後の全学連大会に先生を呼んでますね、学生たちが。

田畠 そうなんですよ。

西田 先生にアピールをくれるようになると話ってきてましたね。

田畠 そうなんです。それはわかりますからね。

西田 ただ、さつきのことと矛盾しないと思うんですけど、学生と教師は、一対一で虚心坦懐、誠実に話し合えば確かに通ずると思います。しかし大学紛争当時のあの異常な雰囲気の下では、やはり昭和二十年代の初期とは違つた学生の大学観・教師観が支配していたと思うんです。教師は犯罪者集団であるとか、何とか、それには無責任な評論家の影響もずいぶんあつたと思いますが。ですから、話し合うには話し合う条件の設定とかタイミングの問題があつたと思いませんね。

田畠 しかし見事に解決した大学もありましたね。それから同志社の場合でも、あの段階で教授団と学生との団交の手だってあります。話していると必ず何か変わってくるんですね。ところが一教授ではどうしようもないのです。学部長はどうしようもないんです。理事会との団交がありましたね。あのとき出たんですけど、学生は授業料値上げ反対でしょ。「値上げ反対」というようなケチなこと言うな。値下げ運動をやつたらどうか。それだつたらぼくも一緒になってやるから」と言つたことがあるんですが、集つていた学生の空気がすっと何か変わつてきましたね。学生の顔色を見ていてよくわかるんですよ。

ただ、それ以上は、権限のない一教授ではどうしようもないんです。あるいは一理事ではどうしようもないんです。権限をもつた理事長ないし総長なり学長であれば必ずやれるんです。また、やらなきゃならんのです。

梅津 しかし、なかなかいい指導者というのは見られませんね、現状では。隠れた人材はいるんでしょうけれども。

田畠 それぞれ流儀が違いますからね。警察を呼ぶなら呼ぶでてきぱきと呼ぶ、それも次善ながら、いいんです。学校や学生や教授に被害がないうちに、呼んだらいいんです。それならば、被害と荒廃がすくなくて済みます。呼ばんなら呼ばんで、徹底して呼ばずに解決をすればいいんで、解決ができるんという

ことは絶対にないのです。どんな場合だって。それは学生を恐れずまた学生を信じることです。というふうに思うんですがね。

田畠 ほんとは信じたいんですがね……。

西田 先生は総長団交を唱えられたんでしょ。総長団交をやれとおっしゃってましたね。

田畠 ええ。

西田 つまり学長がいなかつたときですから。

田畠 そうそう。学長は代行でぐずぐずしている時ですから、総長が学長に代わつてやるべきなんですね。自らやらないんなら、一時的にやれる人に権限を附与すべきなんですよ。

脇 当然そうなんです。ここの大學生の場合はたまたまですが学長のほかに総長がいるわけで、総長というのは文字どおり同志社学園全体のシンボルですからね。

田畠 そういうときにそのように行動しないなら総長存在の意味がない。総長は逸早く非常の体制をつくるべきなんですね。またそれは、容易にできることなんですよ。そうした発言もしていたんですがね。

脇 ところが同志社には、大学だけの問題だから総長には関係ないみたいな相互不干渉主義のようなものがある。実際、

同志社総長には権限は何もない裸の王様みたいな面もある。しかし、ああいう場合にこそ総長は出るべきで、そうでないと総長のレーヴン・デートルがなくなるんだということを相当言つた覚えはありますよ。

田畠 自分はいやだが、然しやはり機動隊を呼びたいと思っておられたんではないか、そういうところをあなたは見抜いておられたんではないかと思いました。

脇 いやいや、属僚として……。(笑) しかし、あのころ先生だつたら最後になすつたと思いますね。但し先生の期待どおりに行つたかどうかは別問題ですけど。

田畠 あなたは属僚じゃないですよ。それは別として、もちろん機動隊を呼ばずに、早期に解決できるという自信がぼくにはありますね。しかしそれは学長なり総長でないとできるもんではないんです。また、その義務が責任者にはあるわけですよ。ほかの教授方や職員や学生には絶対に迷惑をかけてはいかんと思います。あるいは学部長にもその他の部長にも迷惑をかけてはいかんと思いますね。

脇 しかしあの紛争は私自身の教師生活の中でもいちばん教えられました。封鎖学生に教えられたという意味ではありませんけれど。要するにあの運動というのは、基本的に甘えん坊学生の運動として、覆面集団として暴れまくるだけで、素顔を公

衆の前にさらして個人の名前を出して単独で自己主張するというところが何もないわけです。甘えん坊だからグループの中に逃避する。しかもグループで何をするかというと、手しか出さん。口を使って議論しようとしない。どうみても強虫の運動ではない。

学園こそ、教師の側も学生の側も、オレ、ワタシという主語をちゃんと付けて、一人ひとりの人間が自由に発言し、互いに尊重するという現代社会に珍しい「個人」主義の聖域であるべきだと思うのです。ところが学生のほうもそういう意味においてオレ、ワタシがない匿名の覆面集団への逃避ですし、片や教師のほうもこれまたワタシ、オレがなくて、お互に弱虫同士のいじましい戦争ゴッコだったわけですね。しかし、学生を批判する前に、せめて教師だけは勇を鼓し、一人ひとり自分の意見を持つてオレの意見というものをぶつけ合うべきです。それがないと、学問の自由も大学の自治も成り立たんと思うんです。「個人」主義がない所に学問の自由なんてありえないし、教授会自治も有名無実になってしまいます。

大学長選挙と学生参加

田畠 やはりあなたもいま言われたように、学長の責任といふのは最も大きいのですから、その選挙には学生が参加すべき

だと思いますよ。これは異論のある方が多いと思いますがね、同じ一票を認めるわけですから結局学生の意思で決まっちゃうんだけれども。いまのは何十分の一になるわけでしょ。

西田 二〇〇分の一位じゃないかと思います。

田畠 それならむしろやらんほうがいいと思うんです。むしろ任命制のほうがいいんじゃないかと思うぐらいですね。

西田 現行の学長選挙規定はいろいろの点で非常に不備だと思いますね。

田畠 同志社の不平等選挙制は最悪です。

西田 参考までに一橋大学の学長選考規則というのを調べてみたんですけども、あそこは、学生も選挙に参加できるんですけど、学生にはヴィートウの権利があるんです。

田畠 龍大もそうですね、いまは。

西田 そして各学部、研究所から数名ずつ学長候補推薦委員会の委員を選び、十数名の代表が集まって学長候補推薦委員会を開きまして、そこで三人以下の候補者を選んで、それを学生に投票させるんです。学生のほうから過半数以上の否が出た場合は、その候補者のリストから外されるわけです。

同志社はそういう推薦委員会もありませんし、もちろん立候補制度も採用していませんが、実際は舞台裏で一部のだれかが動いて決まるわけでしょ。だから非常に不明朗な面があるわけ

です。そういう推薦委員会みたいなものができれば、その場でオーブンに、誰が学長として適任であろうかという議論もできますね。その上で三人について学生の信任を問うわけですから、ぼくはそのほうがまだいいと思うんです。いまの学生は、どの人が学長に向いているかどうかよく知りませんから。だいいち、学長選挙それ 자체にかれらは積極的な関心をもっていません。

田畠 全くわからんでしょうかね。

西田 学生たちは教員のことをよく知らないでしょう。だって選挙管理委員会の学生に対する情宣活動すらまことに不十分ですよ。ほんとうに中途半端なんですか。

田畠 ヴィートウ制はどこどこでやっていますか。

西田 よく知りませんがその方式は一橋大学と東京都立大学などで採用しているようです。

田畠 しかしそれは拒否された方は非常にいやなんじゃないですか。この方式はよくないような気がしますね。龍大は選挙で決めてしまふと学生のヴィートウをやるんですが、拒否されるとまたやり直しをやらなきゃならんでしょ。そしてその人自身は非常に傷つくんじゃないですか。それは残酷だという気がするんです。較べてみると立命館の方式がまじじゃないかと思うんです。あれは間接選挙ですけどね。教授と学生と事務職員と校友も入るようですがれども、わりといい教授が多くて、

その次が学生のようです。本當は、完全に一票を行使できると
いうのがいいと私は思うんですが、どこともやってませんね。

西田 それは割合も考慮しないんですか。

田畠 ええ、割合は考へないんです。だから学生の意思によ
つて決まるわけですが、それでいいんじやないかと割りきって
思ふんですよ。それから、案外に教授の考へと一致するよう
も思ふんです。

西田 その場合、学生が学長選挙にどの程度の関心を持つて
いるかという関心度によると思いますね。實際、いまの学生は
ほとんど関心を持っていないと思いますよ。したがつて誰が適
任者かということはわからない。それだつたら、いろいろ問題
はありますようけれど、ヴィートウのような形で出せば、学生
に対して具体性をもつて問題を提起することになりますね。

田畠 ヴィートウの場合にはこれがわかるわけですか。

西田 同志社の場合は七百人ぐらい教職員がいるわけでしょ。
その中で、二〇〇分の一の権限があるから投票するようにすす
めるよりも、三人なら三人の候補者が選ばれて、それらの人の
経歴や抱負はかくかくしかじかであるということを具体的に書いて示せば、学生に対して有効な判断の材料を与えるこ
とになりますね。いまは何の判断材料も学生に対して与えてい
ないわけですから。

田畠 だけど学生自身が何か考へてているということはないで
すか。

西田 そういう学生もいないことはないと思ひますけれども

……。

田畠 いや、一般的に言つて学生はそうした本能をもつてい
ると思うんです。学生時分どうでした？

梅津 實際にないと思いますね。大学のサイズが小さくて、
学生と教員が自然に精神的交流があり、教師は学生のことをよ
く知つてゐるし、学生も教師のことをよく知つてゐるという状
態だつたら、学生が一票を行使することは大賛成ですけど……。

田畠 ですから、そういう交流の機会をつくつておくことが
先ず必要なんじやないですか……条件づくりがね。

梅津 そうですね。

田畠 自治会との交流とかその他等々、いくらでもできると
思ふんですよ。それが前提になりますよ。そういうものが全然
なしにというのはもちろん無理です。たとえば学部の学生全体
と教授全員との会合とか団交というものがあつていいんじやな
いですか。立命館にはそういうものがあるわけですね。協議会
とかいろんな名称のものがあるみたいですが、そういうものは
絶対に必要ですよ。

そしてまた、積極的に学生の運動を助けるというか、指導す

るというか、目標を与えてそこに持っていくことはできないんですかね。いわば自治の訓練です。それが必要ですし、

それを可能にするものはやはり学長だと思います。まあいろいろありますけれども、やはりうんといい学生をたくさん採るということが先ず大事です。それにはいろんな方法を考えなければいけませんと思います。また魅力のあるシンボルの学長、自己犠牲的な学長が必要です。消極主義や余計な道草を食っていてはダメですね。

西田 大学の民主化というか、改革の一つの問題点は学内ヒエラルキーの廃止、ということを先生は絶えずおっしゃっています。私が助手になつたときについてびっくりしたんですけども、教授一本立てにしようと主張された。つまり、教授と助手の身分制ですね。講師、助教授といった階級制をやめてしまつて、助手と教授だけで十分だといわれたんです。もう一つは例の学部長制の廃止ですか。これは多分に名称の問題だと思うんですが……。

田畠 そうです。

西田 学部行政委員長と名称変更して、任期は一年とする。だいたい法学部はこれまでそれを守っているわけですが、任期一年で、しかも交替制でやる。真意はせまい学部の中の選挙が生み出す不愉快な「小政治」状況をなくするためにおっし

やつたのでしょうかけれども。

田畠 委員会制は思いきって多く採用したらいいと思つています。いまの事務部なんかも委員会にして、事務部長を長くずっとやるというのではなく、委員長制にして、選挙で交替できるといいですね。それをやれば官僚主義は必ずなくなります。

国庫助成をめぐって

田畠 私は大学はやはり極めて自由なカルチャーラルな大学がいいと思います。もちろん実学否定の考えではないんです。それからいまは学費が高いですね。これをなんとかできないかということですが、それには全額国庫助成を実現することです。それ以外にないと思うんです。奨学金をたくさん出すようにしてね。そういう金は知りていてるんだから、予算をうんと組んだらいいんですよ、国家予算をね。

脇 さっきの“サポート・バット・ノット・コントロール”ですか、これはスローガンとしてはとてもいいんですが、しかしまだ金をもらう、しかし“ノット・コントロール”という聖域は大学以外にないんであって、これは通じないと思いますね。

田畠 通用しませんか。

脇 はい、しませんね。（笑）

田畠 国立大学はそうじゃないですか。それでやっていると
いうことでしょ。

脇 しかし金はいくらでもくれ、ただいっさいコントロー
ルしてほしくないなんて、これはやっぱり……。

田畠 その「ノー・コントロール」というのは、学問につい
てはコントロールしないということです。財政についてはコン
トロールは絶対に必要です。現行の助成制度には財政コントロ
ールが欠けている点にも問題があるんですよ。

脇 先生のおっしゃることはよくわかるんですけど、コン
トロールすべきではないとのうのうと言えるほどわれわれは立
派な教師であるかと思うと、本当にじくじたるものがあるんで
すよ。会社だって何だって、メリット・システムでジャンジャ
ンやられるわけであって……。

田畠 ですけど、メリット・システムは大学にはあってはい
けませんね。それはもう自由にしておけばいいんです。教授を
信頼し、学生を大事にし、きびしくする。金は必要なだけ国家
が十分に出して、もちろん然し財政的なコントロールは絶対に
必要です。いまの私学助成の場合、財政的なコントロールがな
きすぎるんじゃないですか。必要なその他の条件、例えば「値

下げる」の条件も何もつけてないでしょ。そこに問題があるんで
す。日本大学なんかは非常にたくさんもらっている。しかも授

業料はとり放題、他のところへ寄附もするといふんでは、全く
話にならない。おかしいですよ。

脇 五十億どころじゃない、それをはるかに超えてるんじ
やないです。

田畠 超えているんです。だんだんもっと増えていくでしょ。
ところが必要な所へはやってない。助成の必要のないところが
たくさんもらっている。企業的になっていて授業料は高い。金
が余っているもんだから自民党にも寄付をしたというぐらいで
しょ。そんなでための国庫助成は許されはならないと思う
んです。助成するなら授業料はその分だけ下げなければならな
い等々という条件または規制がなければならんと思うんです。

いまは助成額にも非常にバラエティがあるでしょう。ある
所は高いし、ある所は低いですからね。授業料の額というのも

一定に保つ必要があると思うんです。目標は、国立の大学の授
業料と同じようにすべきです。助成も完全に国立と同じように
するわけですからね。つまり私学国営です。これがないと大学
全体がよくならんと思うんですよ。

梅津 それについては私学をいまの三分の一か四分の一か十
分の一に減らさんといかんですね。

田畠 減らさなくったってできるんで、そんなものは知れて
るんですよ。もちろん大学として認める場合に大いに問題があ

りますね。厳格であるべきです。しかし認めた以上は大学らしい大学に必ずしなければならない。

梅津 しかし私立大学が多すぎますね。

田畠 多いけれども、私学国営にすれば必ず面目は一新します。それに、いま自衛隊に二兆数千使っている。仮に二兆使ってござらんさい。十分できるんじゃないですか。いまの私学、国立、公立、全部をまかなってなお余りあるんじゃないですか。前には、私はだいたい一兆と言っておったけれども、いまは二兆ですか。あるいは三兆だって使うことができるんじゃないですか。税金を取りすぎて、余ってしうがないんじゃないですか。だからいらんことに使つてますわね。そんなことに使わないで大学や社会福祉に回すんです。大学にはいま二兆使えばすべての大学をまかなえるんじゃないですか。そして私学が勝手なことをやらないようにする財政的な規制、これは厳重にしなければならんのです。それは厳格嚴重にして、学問とか教育に關してはいつさいノー・タッチ、ノーコントロールで、すべての大学を「自由の春風の吹いている」ような大学にしなければならんと思うんです。

ところが、管理主義の筑波大学なんかはかなりコントロールを受けているんじゃないですか。何かすべて管理主義でしょう。それは東大の場合とはまるで違うと思うんです。東大に対して

は、あるいは京大に対してもそうですけれども、コントロールなんて全然やってないでしょ。ただ、東大や京大等に残っている官僚主義は是正する必要がありましょう。

梅津 人事は？

脇 人事はよく知りませんが、プロジェクトは、これは有用、不用なんてところまで干渉があるんでしようね。

田畠 それは大学の規模でやるんではなくて、文部省でしょ。だからアメリカの行き方とちょっと似ているところがあるけれども、アメリカの場合はむしろコントロールしないでしよう。

大学が、大学の理事當局がそれをやつていくわけです、教授会ではなしに。自治でないやり方ですね。ただ筑波大学の場合は文部省の属僚と大学官僚とがいつしょになつてやつてているわけだしょ。これは間違いだと思うんです。が、この大学に似通つた所もできているみたいですが、大きな国立大学は絶対にそうではないでしょ。これは間違いだと思うんです。が、この大学に似通つた所もできているみたいですが、大きな国立大学は絶対にそうを許しておつて助成金を出しているというのはおかしいのです。完全全国庫助成になると、それができなくなるというので、東京の大きな私学なんかは、せいぜい半分ぐらい助成を受けて勝手なことができるようなどということを希望しているようだということを聞きますね。これは明らかに助成の趣旨に反しますね。

ですから、正しい必要な条件をつけることは絶対に必要だと思うんです。そうでなければ助成をするべきではないと思うんです。

それは授業料を必要なだけ上げてやつたらしいんです。そして一方の私学は完全助成を受けて、国立大学と同じように足並みをそろえていく。一般的な制度としてはそうしなければならんと思うんです。そうすると、同志社でも立命館でも早稲田でも、たちまち必ずよくなります。そして全日本の私学の経営者の恣意的な経営ということがなくなると思います。不完全な国庫助成でわがままを許しているもんだから、いまの助成のあり方は極めてよくないと思いますね。どうしても完全国庫助成にする必要があると思うんです。その要求を私学がもつとすべきじゃないかと思うんですがね。

梅津 しかし私学は最近どんどんできますし、これからはおそらく淘汰されるんじゃないですか。

田畑 そうですね。それは無条件にルーズに許可するのがよくないんです。ですから、その危機はやがてくるでしょう。その前に完全国庫助成をやって、いまの私学の在り方を大いに是正すべきです。大学らしくない大学は存在の価値がないのですから。

梅津 校門を入ると理事長の銅像があつて、理事長の歌を散

りばめた校歌ができているという短大なんかが多いらしいですよ。

先生がさつき同志社は自由であらねばならないと言われましたね。ぼくらは自由だからあんまり自由だと思わないわけですが、よその大学へ行つてこの同志社へ帰つて来ると、ほつとするところがありますね。

田畑 ほかの大学からというと、国立大学からですか。

梅津 いや、ほかの私立大学に比べても、ほつとしたというところがあります。

田畑 こちらは自由だ、と。

脇 その点はほんとに日本一ですね。相互干渉はいっさいない。珍しいと思いますね。締めつけみたいなものをいつさい感じさせない。のびのびとしておられる。

田畑 それはいいですね。管理主義、官僚主義がそこまできていないわけですね。

脇 はい、まだきてないと思いますね。

田畑 ほかにはそういうのがあるんですか。

梅津 特に宗教系大学は案外多いんじゃないでしょうか。

田畑 たとえば早稲田にそういうものがありますか。

梅津 いや、早稲田、慶應といったところにはないんですけど、最近できた私立大学です。

田畠 それはまだ本格的に大学にはなっていなんですよ。だから本格的な大学にする努力が必要でしょ。

西田 自由な大学というのは確かにけつこうだと思います。

しかし省りみて自由な大学っていいたい何だろうか、と、あまのじやくみみたいなことを申し上げて恐縮なんですけど、ときどき思うんです。何でもことあるごとに校祖の名前をもちだすのは気がひけますが、新島襄の言っている自由というものは唯他から管理されない解放状況を謳歌するそういう消極的な自由ではありませんね。ある志を実現するために要請される自由なんですね。

田畠 そうです。規律のある自由ですね。「真理は汝を自由にする」とか、「汝の良心を真理に照準せよ」とか、といった自由です。

西田 と思います。ですからその規律とか自己抑制と特定の目標——学問研究とか社会実践など——の設定が伴わなければ、自由とは自らアナーキーになり放縱になる。志を立て、学生は大学を「モラトリアム」と心得て、アルバイトと海外へのパック旅行にうつつを抜かし、教員は研究よりも行政職に色目を使い、職員はポスト至上主義といった場で一体、自由はどのような積極的な機能を發揮するのか。今は一種の治外法権ですよ。しかし、それにしても、大学社会には自己抑制のきかない人が

多いですね。（笑）私にこんなことをいう資格がないかも知れませんが。

田畠 もちろん、当然に、それはあるんじゃないですか。

西田 いやあ……さてどうでしょか。（笑）

田畠 意外にそうではない変な人が存在しているということですか。

西田 そういう人達の存在が許される。相互に高めあうためにオーブンに批判しないんです。結構その分、陰では悪口が盛んなんですが。

カレッジ・ソング

田畠 早稲田のカレッジ・ソング、あれは強いですよ。歌詞は大したことはないんだが、メロディがすばらしい。

脇 それがウチにないんです。メロディも大衆性がなくて駄目ですね。

田畠 北原白秋作詞山田耕筰作曲の「大学歌」も低調子ですね。ですからぼくは日本語のいい校歌が必要だと思ってね。いろんな機会に言つてきたんですが……。

西田 以前岡本先生が作られたんじゃないですか。

田畠 けれども、まだこれまでいいのが集まらない。岡本君のお座敷的なかれんな歌ではダメなんです。まだヴォリス先

生作詞のカレッジ・ソングの方が英語ながら内容的に遙かによい。

脇 さつきの歌合戦でたつたといへんだけども勝つたなん

て、とてもいまの私には考えられませんね。

田畠

あれでよう勝てたと思うんです。（笑）しかし歌詞は大変佳いんですがね。大衆性がやはり必要ですね。

脇 たとえば野球の同立戦をテレビでやりますが、立命館にはまだ歌があるんです。

田畠 立命館の校歌はなかなかいいですよ。

脇 ところがウチのは声も出んわけですよ。応援団長が一人で歌っているようなもんですね。

田畠 歌詞を皆知らないです。メロディが、また弱いメロディですね。あれは、前のドイツの国歌でしょ。ドイツはあれを歌つては戦争に必ず負けたんだから。（笑）すくなくとも別の独自のよいメロディをつけることが必要でしょう。実は、女子大の中瀬古さんに作曲を頼んでいたのですが、なくなられてしまったのでね。

脇 やはりみんなが一緒に野外でスクランブル組んで歌える歌を作ることが必要ですね。

田畠 それは絶対に必要ですね。

脇 これだけの歴史を持っていて歌える歌がないというの

は……。

田畠 壮大な、雄大なメロディがいこうに出てこないんですね。

西田 日本的なキリスト教の影響でしょうか。

田畠 そうじゃないと思います。たとえば同志社を卒業した児玉花外という社会主義の詩人がおりましたね。かれが明治大学の校歌を作つてゐるでしょ、「白雲なびく駿河台……」といふのを。あれはいいメロディです。ところが彼は同志社の校歌を作つていない。本当は、そういうような人がいい歌を作つてくれるといいんです。新島的な豪壮なメロディが必要なんです。かれんなメロディではダメなんです。

梅津 そう言う意味ではたしかに岡本先生の歌は意氣をあげるにはちょっとマズいかもしれません。

田畠 「懐しの同志社……」となつてゐる。

梅津 「懐しのわが同志社、自由の國よ……、彰栄の鐘の音に夢もまどろむ……」です。

田畠 あれは大きな場所で歌う歌じゃないでしょう。何か寂しい歌ですよ。意気はあがらない。

梅津 ただ卒業生が一人同志社を思つて歌うというにはいい

歌です。

回顧して歌う歌なんですね。

田畠 皆が元気になるような歌がほしい。

脇 東京の大手私学には皆それがあるわけですね。

学問・教育・平和的実践——一筋の道

田畠 ええ、みんな歌を持っていました。昭和二十八年に東京で私学の会合がありまして、みんな校歌を歌つたんですが、同志社のは、ぼくが歌えないから、松好貞夫君が歌つたんです。松好貞夫君をご存じですか。日本経済史をやっている人です。

同志社から東京都立大学へ行きましたね。彼は歌いながら、英語の歌しかないんだ、と言ってひどくしおげていました。(笑)

早稲田の校歌は、そこに来ている女中さんというか、芸者さんだったのかもしれないけれども、相和して歌うわけですね。

弟の方のケネディが早稲田で「ワセダ、ワセダ……」の大合唱

を聞いてやはり大感激していますね。同志社のはだれも相和して歌えないですよ、知らないから。同志社の人すら知らんのですからね。是非何かいい歌を作ってください。

脇 早稲田ボーリーが本当に早稲田主義者になつて卒業してゆくのも、一つは一年に一回か二回、神宮球場でスクラムくんで「早稲田、早稲田！」と歌つて涙を流す機会があるからですよ。

田畠 それはありますね。いや、一年に一回か二回でなく、彼らは毎日歌つてますよ。あの校歌が早稲田をつくっているみたいですね。

西田 さて第三の問題ですが、これは今までのお話の中で自然に出でしましたので、特に改めて問題にすることもないようになります。ただ一、二お聞きしたいことがあります。

すでにのべましたように、先生の平和思想と平和運動の原点は、憲法第九条の絶対平和主義の規定にあること、それと基本的人権の中に盛られているヒューマニズムの理念と、抵抗権としての基本的人権の問題つまり、憲法に規定されている平和と人権、これが先生の平和思想の原点になっていると私は考えるわけです。

そこまではよくわかるのですが、先生の実践活動を貫いて流れている一つの精神、エトスと言つたらいいでしょうが、そこには、一種の宗教的「憑依」のような熱気——表現は適切ではありませんが——があるようになります。つまり、憲法に立脚しつつ、もっと深い拠り所があるのでないかということですね。先生の念頭にある歴史上の人物、たとえば賀川豊彦とか内村鑑三とか、先生の平和の実践活動において一つの指針となるようなそういう歴史上の宗教的平和主義者について、「ご自身の平和運動のとらえ方と関連させてどうお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

田畠 やはり私の場合キリスト教が基本になつてゐるでしょ
うね。子供のときから父の宗教がそうでしょ。母は仏教で、
寺で生まれた寺の娘ですけれども、親父が熱心なキリスト教で
すから、その影響です。そしてそのキリスト教というのは基督教
的キリスト教です。その儒教的キリスト教が基になつてゐると
思います。

そして小学校から中学校へかけての高木庄太郎先生とか矢部
喜好先生です。矢部先生は膳所教会の牧師ですけれども、良心
的な戦争反対の実践をした人です。日露戦争のときに、聖書の
「汝、殺すなれ」という教えに従つて兵役を拒否した人物で
す。そういう方が私の教会の牧師であつたということなんかが
根底にあると言つていいと思います。

あとになつて、内村鑑三さんの書いたものをよく読んだでし
ょ。それから安部磯雄先生、賀川豊彦先生とか、そういう方
々から影響を受けています。あるいは山室軍平とか、海老名彈
正といった先生方の大雄弁の影響もあります。海老名先生は思
想的には戦争論者ですけれども、人権主義は人権主義です。そ
れから、前に言つたかと思うんですが、リンカーンの「ゲティ
スバーグのスピーチ」です。この影響はぼくには強いんです。
これは教科書で習つたのですが。それからマルキシズムです。
しかし私はマルキシストではなく、ただその影響を非常に強く

受けていると思うんです。それが根底にありまして憲法九条あ
るいは憲法のきめている人権の規定に接したものですから、そ
れに拠つていつたわけです。前からそういう考え方ですけれども、
憲法がてきて、これだという気持になつたわけですね。憲法べ
つたりとなつたと言つてもいいかと思います。もちろん然し憲
法以上にという大きな志向は基調にあるんです。

西田 私なんかから見ておりますと、先生にとつて、憲法と
いうのは単なる法規範ではなく、それ以上のバイブルのような
存在であると……。（笑）

田畠 憲法をバイブルとは思わないんですけどね。（笑）歴史
の発展の一つのメドだというふうに見ておるんです。明治憲法
でも、そのほかの法律などに比べると悪くはないし、低くはな
いですよ。比較的に寧ろ高遠です。ただ、それは低く悪く運用
されていました。しかし明治憲法もやはり人権主義の憲法です。
限定はされていますけれどもね。それが日本国憲法になると、
限定されていないどころか、人権主義そのもののような憲法で
しょう。

基本的人権が抵抗権であるという考えは以前からありました
けれども、特に日本国憲法になつて、一二条の規定、九九条の
規定、それから一五条の公務員の規定、「公務員は全体の奉仕
者でなければならない」、「公務員を選免する権利は国民にあ

る」という政治的人権、これは官僚主義の全面的な否定でしょう。これがぼくには基軸になっているんです。

だから日本国憲法のその人権主義の規定と第九条平和主義の規定、これに没入するようになつたんだろうと思ひます。そして九条を生かしていくには永世中立以外にはないというふうに考えるようになつたんです。だからいまもっぱらその主張をいたるところで言つてはいるわけです。共産党の諸君にも、社会党の諸君にも機会あるごとに言うんですけども、まだなかなかそこへ動いてゆかないですね。

この間ちょうど東中光雄君と一緒に有事立法の問題で講演をしたんですけども、東中君にも共産党にもその考えがないでしょ。安保廃棄と中立宣言を言うのだけれども、永世中立主義であるとか、憲法九条のその原点で闘うという姿勢ではないですね。私は、共産党がそうなってくれることを、社会党がそうなってくれることを望んでいるわけですから、どうなつてくれるのをほしいという願いを非常によく持つて努力している現状です。

結局は、西田君の言われたように、宗教的なものがいちばんの基盤になつてゐるでしょうね。だから、ぼくは唯物論にはなれないんですよ。唯物論の影響は強く受けていますけれども、まあどちらも不徹底といえば不徹底ですが。ただ何にせよ、

人権主義・平和主義に徹底しようという努力はしているんです。けれども、不徹底状態が続いているみたいなものです。

脇 他人からの影響とか自分が若いころに受けた思想を自分の血肉にしていくというのは大変なことだと思うんです。しかもそれを実践的な活動の中で深めていくということはもう一つ大変なことじゃないかと思います。

戦争直後の知識人の話がずいぶんありましたけれども、変わりすぎると思うくらい変わっている人がたくさんいるわけです。ある意味では先生は孤軍奮闘のところもだいぶおありで、集団を好むというよりも自分なりの確信を持って動いていかなくてはいけない。だからいちばんつらい。集団の中に逃避できない。その場合、先生はよりどころとして何をお持ちだったのか、先生のあの強さはどこから出てくるのだろうかとふと考えたことがあるんですが、やはり宗教的なのですか。

田畠 ということになるでしょうね、結局は。といつて熱心なキリスト教ではないです。と言うよりも、そこぶる不熱心です。ですから、信仰というより、私のもつてているのは信念みたいなものですね。そしてむしろ非常に頑愚ですね。そういう性格に帰してもいいんではないかと思うんです。つまり利巧じゃないんですよ。「やせがまん」であり、頑愚だからではないでしょうかねえ。損を覚悟というか、損をしてよろしいという。

脇 先生は明治何年のお生まれですか。

田畠 明治三十五年です。日露戦争の前ですね。

脇 やっぱり自分は明治人であるという気持、あるいはひそかに持しておられるといいますか……。

田畠 明治人であるというような自覚はないですね。

脇 先生は明治の時代をどういうふうに見られますか。

田畠 ある意味では日本の非常に発展・成長した時代であつて、いいところを持つていると思います。ただ、侵略戦争ばかりやつてきたもんだから、その点は絶対且つ謙虚に反省をすることが必要だと思います。明治について言う場合、それがいちばん大事じゃないかという気がしますね。侵略戦争をやらなくつたって、近代的な国家を形成するということは必ずできただろうと思います。ところが戦争ばかりでしょ。そして侵略戦争ですからね。なぜああいう道を選んだのかということについての反省を強くする必要があることを感じますね、明治について考える場合には。

自由民権運動があつたり、明治憲法が制定されたということはいいですけれども、憲法どおりやってないですから、これは憲法違反国家ですよ。こんな違憲国は他にないと思う。憲法に対する違反度のこれほど強い国はほかにないんじゃないでしょうか。ドイツといえども、日本に比べると……。その点は日本

のほうがきついような感じがしますね。明治憲法ができたのに、明治憲法に違反した政治が展開されてきた。ことに侵略戦争をやつてきたということですね。これは明治憲法の精神ではないわけですから、その点についての反省をするということが大事ではないかと思うんです。

「京都学派」批判

田畠 明治時代の侵略戦争についての大きな責任者、イデオローグということになると、福沢さんと徳富さんでしうがね。この二人の先人の責任は非常に大きいと思うんです。お二人は、一方では人権主義的な考え方を持ちながら、他方、侵略戦争を推進していったわけですからね。そういうことを繰り返さないということが大事だろうと思うんです。憲法違反をやらないこと、憲法どおりの政治をやるというふうにさせていく努力が大事ではないかと思いますね。

脇 最近日本のインテリの中には、とくに後進国の人たちがこれからもつて範となすべき近代化のモデルとして明治を語る人が少なくない。ぼくは、歴史からの教訓というのは、何をすべきかではなくて何をしてはならないか、つまりネガティブな意味のものだと思います。外人さんに対して、これがあなたの方の行くべき針路だ、そのモデルが日本の明治時代などとい

う。しかも関西系の学者の中にそういう手離しの近代日本礼讃論が多い。

田畠 そういうことを言うようになったのは、いつごろからですか。

脇 万博よりかなり前からではないですか。

田畠 あのころからですかね。一つは、中国が明治時代を非常に評価するようなことを言いだしましたね。文革時代ですか。そういう影響もあるということはないでしょうか。ああいう大國が言うと、すぐそれに追従するような傾向乃至風潮が日本にはあります。事大主義というか、追随主義というか。彼らは一つは悪しきジャーナリストであり、悪しき文化人だということがあるんじゃないですか。

脇 そういう風潮に最近いちばんに乗っているのが京都です。いまのマスカルチュアにぱっこりうまく乗れるのが今の京都学派です。東京は広すぎますから、狭い関西へ来てどこかの大先生に声をかけると、忽ちのうちに仲間が集まってきて執筆の割りふりもできる。昔は、京都学派というと在野色が強かつたしアカデミズムを標榜していた。いまはむしろ逆になっちゃうんですね。

田畠 そう、在野じゃないですね。迎合するんでしょうね。

脇 だから東京でなくて京都勢の方が、逆により迎合にな

っちゃうんですね。おかしな現象ですが、これは戦争中にもありましたね。

田畠 ありました。しかし憲法の京都学派はちがいますよ。

脇 ただ全般として東京よりも京都のほうがかえって“振

れ”が大きいことが……。

田畠 京都の文学をやっている人でしょ。

西田 哲学もそうでしたね。

田畠 戦前はそうでしたね。

脇 戦前も京都のほうが“振れ”が大きいというか、いつも時代とともに歩むという傾向ですね。これは戦争中も含めて今も言えるんじゃないかと思います。ぼくは京都は大好きだけど、京都の大先生とはその意味であんまりおつきあいしたくないという感じです。

西田 幕末の公卿の日和見主義以来それは京都知識人の伝統になっているのではないんですか。

田畠 東京は清水幾太郎君のような人は少ないです。

脇 総じてまだ少ないですね。

田畠 清水君は戦前からナポレオンが好きでしたね。彼の家へ一回ぼくは行つたことがあるんです。休職で東京にぼくは一年間おつたでしょう。散歩しておつたら出会つて、家へ寄らんかと言うので寄つてみたんです。応接間にナポレオンの肖像が

掛かっているもんだから意外に思つたことがあります。（笑）

脇 先生のお宅では何をお掛けになつていらっしゃいますか。

田畠 いろいろありますけど、新島先生がありますわね。佐々木先生があるし、高木先生、中島先生、山室軍平先生等々。カントもあるんです。カントは高木先生がドイツへ行かれたときにつれてきて、くだすったんで、ですから学生時分からずっとそれがあるんです。

西田 それにガンジーがありましたね。（笑）

田畠 ガンジーもあります。それから案外に沢山ありますよ。奴西郷もあります。

脇 これもわかるなあ。（笑）

田畠 リンカーンの大理石像の小さいのがあるんですよ。奴隸解放、平等主義のリンカーンはぼくは大好きですね。

西田 さつき明治人田畠先生というお話しが出ましたけれど

も、先生の青年時代というのは大正期なんですね。ですから当然大正デモクラシーの影響はずいぶん受けていらっしゃるわけとして、そこからくる特徴、つまり、国家主義とは違うそれを超えた神とか世界の問題といった普遍主義的な価値の志向性を強く感じるんですよ。それは、大正デモクラシーの持つているリベラリズムに由来するのではないか。ですから明治人と一口

にいっても明治の前半期に生まれた人と、明治後半以降の人とは、おのずから違う。ただ、気質や信条という点ではたしかに明治人には大正生まれとは違う何か一つの共通項があるような気がしますね、硬骨であるとか、変わらないということに対する価値づけとか。

田畠 それはみんな人によつて違うんじゃないですか。桑原君も明治人ですし、奈良本君もそうですし、清水君もそうですよね。

西田 奈良本さんはたしか大正の最初期です。

田畠 大正ですか。ああそうですか。明治だと思っていました。

（完）

ヒヤリングを終えて

西田 毅

大学を卒業して何年ぶりかで会つた旧友や同窓会などで、よく話題にのぼる恩師の名前というのは、往々にして、感受性の豊かな青年時代に忘れるものできない鮮烈な印象をうえつけられたいわゆる名物教授の先生方である。田畠先生の存在は、とりわけ、一九五〇年代から六〇年代にかけて同志社で学んだ多くの学生たちにとって、単に法学部を代表する「看板教授」

だけではなく、広く同志社全体のシンボルとして熱い注目を浴びていた。若い読者の方たちのために、簡単に解説すると、そのころの先生は、朝鮮戦争から講和論争、そして破防法反対闘争と安保体制批判にいたる護憲平和のための言論活動によつて、「進歩的文化人」の一線に立つて活躍しておられた。

戦前と戦時下の先生は、同志社事件の犠牲者として、また佐々木（惣一）憲法学の俊英として、学内外の右翼的国家主義者の干渉と圧迫になやまされながら、そのリベラルな学問的活動を続けなければならなかつただけに、「戦後民主主義」の解放状況の中におかれたときその言論活動は、あたかも水を得た魚のように自由な発言となつてあらわれたのであつた。

当時はまた今日のような進歩陣営の多極化（組織・イデオロギー両面における）現象もなく、護憲平和と民主主義の追求という一本の明確な目標の実現に向かつて革新政党を軸に巾広い進歩派知識人や大学教授が大きく結集していた。先生は、そのような戦後最初期の「知識人の黄金時代」ともいえる歴史的状況を背景に、國家権力に対して歯に衣着せぬ鋭い批判の論調を展開させていた。そして、きびしい批判の鋒先は、外側に対してものみならず、同志社の学内行政、さらに、先生に最も近いサークルの人々にも容赦なくむけられた。その意味で先生はいわゆる「身内主義」が通用しない人である。

とにかく、大は一国の政治・社会問題から、学内の身近な日常的問題にいたるまで、まさに状況と切り結ぶ実践的学者として、行動させていた。その果敢な決断と信念一たといその中味に全面的には同調できない点があるにせよーの発露には若い学生たちを圧倒し去る気迫がみなぎついていた。政治的懷疑主義がわが国の進歩的な知識人や学生・青年層のあいだに広く支配するようになる六〇年安保以後の状況とはちがつて、とにかく、一九四〇—六〇年代初期にかけての先生の闘争的デモクラシーは学生や一部の市民層に大きな刺激を与えていたのである。

この企画がもちあがつたのは、ちょうど『同志社百年史』の仕事に関与していた私が、百年史の構想において、学部史といいわばタテ割りの学校史の視点が全く欠落していることに少なからぬ疑問を抱き、せめて法学部だけでも、学部史執筆の態勢はとれないものか、さらにまた、将来の社史編纂事業のために学部の基礎史料を整備する必要があるのではないかなどと考えていたときであった。座談会の冒頭でもふれられているように、この仕事をひきうけた最大の理由は実はその点に係つている。加えて、これは多分に私情がこもつていても知れないが、われわれと同世代以上の者の心象に占める先生の比重は絶大多めがあり、そういう先生の言行録を是非記録にとどめておき

たい、またそれを活字にすることによって、一人でも多くの人々が、かつて先生と濃淡さまざまなかたちで係りをもつた青春時代を思いかえすよすがともなればという心理が働いたことも事実である。しかし、もちろん、そうした回顧趣味は本来どうでもいいことである。むしろ、真のねらいは、もはや田畠先生と直接の接触をもたない世代の人たちが、先生が直かに語る法学部の歴史や大学論を読んで、そこに如実にあらわれている先生のリアルな人間像と生き方を把握するとともに、同志社を舞台に展開された戦後昭和史の一こまを理解していただきたいというところにある。

ヒヤリングの時間的対象はいちおう、一九二七（昭和二）年から一九五四（昭和二十九）年までに限定した。最初と二回目の座談会には、先生が原稿を用意してこられた。そして、その御報告とともに、出席者が質問し、第三回目は私が前の二回のヒヤリングをふまえて、若干の論点の整理とコメントをおこなうといういわゆるディスカッサンントの役割を演じた。座談会は毎回大いに話がはずみ、ときには知的に興奮すら覚えるような議論がのべにして一〇時間あまりも続けられた。テープをおこした原稿の総量も半ペラでゆうに九〇〇枚を越す分量になつた。

対談の性質上、どうしても論点の重複や話題の飛躍、不適切

な表現など脱線現象が生じたが、それらの修正は先生や出席者各位と相談の上で進められた。また読みやすさを考慮して適宜見出しをつけておいた。それから、ここにはみられるように、天皇制や佐々木博士の憲法論、「平和問題談話会」のこと、社会主義の問題、大学紛争、現代日本の知識人批判といった、歴史的対象としての法学部史を語るという最初に想定した討論の範囲から逸脱する事項もあえて削除せずに掲載されている。というのは、それらの問題に対する先生の直截な発言が、はからずも戦後思想史への証言となつていてると思われたからである。

最後になつたが、第三回目のヒヤリングに先立つて、文学部の山本明教授のお世話で、一九四九年から五一年にかけて、当時学友会の中央委員であつた方たちから敗戦直後の学生生活と学生運動史について、くわしい聞きとりをする機会を持ち得た。この場を借りて、山本氏と会に集まつて下さつた諸氏に対しても一言お礼を申し上げたい。

（一九八〇年五月二十五日記）